旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考 ┗
目次	目次	310 3
第1章 基本計画の策定 にあたって 1 人権に係る取組の状況 (1)国際的な取組 (2)国内の取組 (3)高知県の取組 (4)本市の取組	第1章 基本計画の見直しにあたって 1 人権に係る取組の状況 (1)国際的な取組 (2)国内の取組 (3)高知県の取組 (4)本市の取組	・「策定」→「見直し」
2 基本計画策定_の趣旨	2 基本計画 <u>見直し</u> の趣旨	・「策定」→「見直し」
3 基本計画の性格	3 基本計画の性格	
4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性	4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性	
<mark>第2章 人権尊重のまちづくり</mark> 1 基本理念	<mark>第2章 人権尊重のまちづくり</mark> 1 基本理念	
2 協働による人権尊重のまちづくり(1)行政の責務(2)市民の役割(3)事業者の役割	2 協働による人権尊重のまちづくり(1) 行政の責務(2) 市民の役割(3) 事業者の役割	
(追加) (追加) (追加)	3 人権を尊重する市政運営 (1)人権尊重の理念に基づく行政運営 (2)連携・協働による人権施策の推進	・(旧)第3章-1※人権尊重のまちづくりの実現のために必要な「市政運営」と位置付け ・(1)は(旧)第3章-1 ア ・(2)は(旧)第3章-1 イ及び条例 第7条より追加
第3章 人権施策の基本的な方向 1 人権を尊重する市政運営(安全・安心なくらしの確保) ア 人権尊重の理念に基づく行政運営 イ 職員等の人権意識の高揚 ウ 人権に関する情報の収集・提供 エ 人権に関わる活動の拠点づくり	第3章 人権施策の基本的な方向 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)	・(新)第2章-3へ移動 ・(新)第2章-3へ内容盛り込み ・(新)第2章-3へ内容盛り込み ・(新)第3章-2及び(新)第3章-2 イへ移動 ・(新)第3章-4 イへ移動(「活動の拠点づくり」- 「活動拠点の環境整備」)
2 人権教育・	1 人権教育及び人権啓発 (1)職員等に向けた取組 ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実 イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実	・職員への教育等が最優先と思われるため追加 ・(旧)第3章-2 (4),(新)第3章-1 (4) ウヘも ・(旧)第3章-2 (1) ウ(教職員等=職員)
(1)学校等における取組 ア 人権教育の推進 イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進	(2) 学校等における取組 ア 人権教育の推進 イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進	・番号ズレ
ウ 教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	(削除)	・(新)第3章-1 (1) イへ移動

(2) 家庭・地域における取組	<u>(3)</u> 家庭・地域における取組	・番号ズレ
ア 人権教育・啓発活動の推進	ア 人権教育・啓発活動の推進	
イ 地域の拠点施設の活用	イ 地域の拠点施設の活用	
(3)職場(企業等事業者) における取組	<u>(4)</u> 職場 <u>(事業所)</u> における取組	・番号ズレ、(企業等事業者)→(事業所)
ア人権啓発活動の支援	ア人権啓発活動の支援	
イ 人権 尊重のまちづくりへの参画 の促進	イ 人権講演会等への参加 の促進	・追加(内容は(旧)(3)イを複合して追記)
(追加)	ウ 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	・(旧)第3章-2 (4)(※内容はア・イとも盛り込み)
(4)特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	(削除)	・(新)第3章-1 (4) ウヘ移動
ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実	_(削除)	・(新)第3章-1 (1) アヘ移動(職員の取組も同
	(Muna)	様)及び(新)第3章-1 (4) ウヘも内容追記
イ 人権尊重のまちづくりへの参画の推進	_(削除)	・(新)第3章-1 (1) ウヘ内容盛り込み
(追加)	2. 人佐田時に関する桂紀の収集及が担併	・条例の4項目により追加
(追加)	<u>2 人権問題に関する情報の収集及び提供</u> ア 相談窓口の周知	・(旧)第3章-3 ア「相談窓口の周知」のみ移動
(追加)	<u>ケーロの同知</u> イ 人権に関する情報の収集及び提供	(旧)第3章-1 ウ
(追加)	ウ 個人情報の適切な管理等	·(旧)第3章-1 7 ·(旧)第3章-1 ア 3·内容の趣旨を追加
_\\ <u>\</u> \ <u>\\</u>	<u> </u>	(旧/知0年17 37)1台の応目で担加
3 相談・ 支援体制の 充実(一人ひとりの課題に寄り添う)	3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備	│ ・条例の4項目により変更
ア 相談 体制の充実 と相談窓口の周知		・「相談窓口の周知」のみ(新)第3章-2 アヘ移動
 イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実		
ウ 問題解決と支援のための連携強化	ウ 問題解決と支援のための連携強化	
エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ	エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ	
オ 人権課題の調査・研究の推進	オ 人権課題の調査・研究の推進	
(追加)	4 人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項(推進体制と活動拠点	・条例の4項目により追加
	の充実)	
(追加)	ア 体制づくりと支援活動の推進	
(追加)	<u>イ 人権に関わる活動拠点の環境整備</u>	·(旧)第3章-1 エ(「活動の拠点づくり」→「活動拠
(追加)	ウ その他の事項	点の環境整備」)

第4章 人権課題ごとの取組方針 (追加) (追加)	第4章 人権課題ごとの取組方針 (1)課題横断的な人権課題 インターネットによる人権侵害	・ (旧)第4章-11 ●情プラ法に関する対策を追加 1 文言整理
1	1 部落差別(同和問題)2 女性	2 女性相談員の設置を検討 3 ヤングケアラー問題等に係る対策を追加
3 子ども4 高齢者	3 子ども 4 高齢者	4 認知症対策の追加 5 合理的配慮の提供に関する啓発・周知を追加
5 障がいのある人6 外国人	5 障がいのある人6 外国人	7 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正による差別防止規定の新設を追記
7 感染症患者等 8 性的指向・性自認 9 職場の人権	7 感染症患者等 8 性的指向・性自認 9 職場 <u>(事業所)における</u> 人権	8 ファミリーシップ制度や LGBT フレンドリー企業 に関する他市の動向等を鑑みて取組を追加 9 文言整理。公共調達における加点要件の追記
10 犯罪被害者等 11 インターネットによる人権侵害 12 Wまと人物	10 犯罪被害者等 <u>(削除)</u> 11 災害と人権	10 市条例制定による啓発・周知・庁内連携を追加・(新)第4章(1)へ移動
1 2 災害と人権 1 3 さまざまな人権課題	<u>ロ</u> 火音と入権 <u>12</u> さまざまな人権課題	11 避難行動要支援者情報の収集・提供により避 難時の支援対策について追加
第5章 具体的取組	(削除)	・(新)第5章後段に移動
第 <mark>6章 基本計画の推進体制</mark> 1 推進体制等の整備	第 <u>5</u> 章 基本計画の推進体制 1 推進体制等の整備	・章ズレ
2 人権施策の点検と見直し	2 人権施策の点検と見直し	
(追加)	具体的取組(別冊)	・各年度ごとに具体的取組の別冊を作成

さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められ ています。

(追加)

(2) 国内の取組

我が国は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、「国際 人権規約」をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、平和の維持と人権の 保障に関し、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人 権課題の解決を図ってきました。

さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取組が進められ ています。

しかしながら、2025年時点のSDGS達成における進捗状況は、169ある全 ターゲットのうち、「順調に進んでいる」または「ある程度前進している」も のは35%にすぎない一方、半数近くは進捗があまりにも遅く、18%は後退してお り、国連では、残すところ5年余りとなった2030年までに、SDGsの達成に 向けた行動を起こすよう強く呼びかけています。

(2) 国内の取組

我が国は、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもとで、「国際 人権規約」をはじめとする人権に関する諸条約を批准し、平和の維持と人権の 保障に関し、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、国内における人 権課題の解決を図ってきました。

SDGs達成状況の現状を追記

※国際連合広報センター、2025/7/14 付けプレスリ リースより

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、その早急な解決が 国の責務であり国民的課題であるとする、1965 (昭和40) 年の同和対策審議会 答申を受け、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、差別 解消に向けた施策を実施しました。 特別措置法 は2001 (平成13) 年度末で 失効しましたが、1996(平成8)年の地域改善対策協議会の意見具申で述べら れているとおり、教育、就労、産業等の面でなお格差が存在し、差別意識の解 消に向けた課題は残されています。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受けて、人権 という普遍的文化を築くために、1995(平成7)年、内閣に「人権教育のため の国連10年推進本部」を設置し、1997 (平成9)年に国内行動計画を策定しま した。

また、「人権擁護施策推進法」(1997(平成9)年)の施行、「人権擁護推進 審議会」の答申等を受けて、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推 進に関する法律」を施行、2002 (平成14) 年には、「人権教育・啓発に関する 基本計画」を策定し、人権尊重の理念の下、人権教育・啓発の取組を推進して

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、 インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こ うしたことを背景に、2016 (平成28) 年には、差別解消三法 (「障害を理由と する差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に 対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピ ーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」)が相次いで施行されました。さらに、2019 (平成31) 年4月に「アイヌの人 々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ 新法)」が、2019(令和元)年6月には、「改正労働施策総合推進法(ハラスメ ント防止法)」

が公布されるなど、国民がお互いに人格と個 性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています

国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された後、日本で は、SDGs達成に向けた体制整備として、2016 (平成28) 年に「SDGs推 進本部」を設置して、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し 、2018 (平成30) 年からは、SDGs推進の具体的施策を取りまとめた年次ア クションプランを決定しています。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、その早急な解決が 国の責務であり国民的課題であるとする、1965 (昭和40) 年の同和対策審議会 答申を受け、1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、差別 解消に向けた施策を実施しました。「特別措置法」は2001(平成13)年度末で 失効しましたが、依然として

差別意識の解

消に向けた課題は残されています。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受けて、人権 という普遍的文化を築くために、1995(平成7)年、内閣に「人権教育のため の国連10年推進本部」を設置し、1997 (平成9)年に国内行動計画を策定しま した。

また、「人権擁護施策推進法」(1997(平成9)年)の施行、「人権擁護推進 審議会」の答申等を受けて、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推 進に関する法律」を施行、2002 (平成14) 年に 「人権教育・啓発に関する 基本計画」を策定しました。さらに、その後の社会経済情勢の変化や国際的潮 流の動向を踏まえ、2025 (令和7)年には「人権教育・啓発に関する基本計画 (第二次)」を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図 っています。

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、 インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こ うしたことを背景に、2016 (平成28) 年には、差別解消三法 (「障害を理由と する差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に 対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピ ーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」)が相次いで施行されました。さらに、2019 (平成31) 年4月に「アイヌの人 々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ 新法)」、2019(令和元)年6月には、「改正労働施策総合推進法(ハラスメ ント防止法)」、近年では2022(令和4)年に「困難な問題を抱える女性への支 援に関する法律」と「こども基本法」、2023(令和5)年に「共生社会の実現 を推進するための認知症基本法」が公布されるなど、国民がお互いに人格と個 性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています

国連で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された後、日本で は、SDGs達成に向けた体制整備として、2016(平成28)年に「SDGs推 進本部」を設置して、今後の取組の指針となる「SDGs実施指針」を策定し 、2018 (平成30) 年からは、SDGS推進の具体的施策を取りまとめた年次ア クションプランを決定しています。

教育、就労、産業等の面において、格差がなお存在し ているかどうかが不透明なため削除

国の計画策定追記(法務省 HP より抜粋)

困難女性支援法、こども基本法、認知症基本法の成 立について記載。

現行の「SDGsアクションプラン2020」には、実施指針が掲げる8分野の優先課題に関する具体的取組として、ダイバーシティ・バリアフリーの推進、子どもの貧困対策、ビジネスと人権に関する行動計画、子どもの安全、女性に対する暴力根絶等さまざまな取組が盛り込まれており、国際社会と協力しながら、SDGs実現に向けて積極的に取り組んでいます。

(3) 高知県の取組

高知県においては、1995(平成7)年3月に、県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998(平成10)年4月には、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。また、同年7月には、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定しています。

2000 (平成12) 年3月には、条例に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、県民の意識高揚と、市町村、県民の取組推進を図るため、「高知県人権施策基本方針」を策定しました。

2014(平成26)年3月の第1次改定において、『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化し、

推進方針に基づく具体的な人権教育・啓発活動に取り組

んでいます。

(4) 本市の取組

本市においても、同和問題を中心に、さまざまな人権課題の解決を目指した 取組を推進してきました。

同和問題については、「同和対策事業特別措置法」の下、その解決を市の重要課題と位置付け、庁内に「高知市同和対策推進本部」を設置し、地区改良事業等の諸施策を推進してきました。

_特別措置法__の失効後も、本市の人権施策を総合的かつ積極的に推進する ため、「高知市同和対策推進本部」を「高知市人権施策推進本部」に改編し、 2005(平成17)年度に、「高知市人権教育・啓発推進基本計画」と基本計画を 実現するための行動計画である「高知市人権施策推進行動プラン」(その後「 高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更)を策定し、計画に則った取 組を進めてきました。

2025(令和7)年の日本のSDGs達成度は、167か国中19位となっており、17の目標のうち、新たに加わった目標2「飢餓をゼロに」や、目標5「ジェンダー平等の実現」等、計6つが深刻な課題であるとの評価となりました。これを受け、国は、人間の尊厳が守られる世界を実現すべく、我が国を含む国際社会全体が、SDGs達成に向けた努力を加速していく必要があるとしています。

(3) 高知県の取組

高知県においては、1995(平成7)年3月に、県議会において「人権宣言に関する決議」が行われ、1998(平成10)年4月には、県内に暮らすすべての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会を築いていくことを目的として「高知県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。また、同年7月には、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画を策定しています。

2000 (平成12) 年3月には、条例に基づき、あらゆる人権に関する問題の解決に向けて、県民の意識高揚と、市町村、県民の取組推進を図るため、「高知県人権施策基本方針」を策定しました。

2014 (平成26) 年3月の第1次改定において、『「人権教育のための国連10年」高知県行動計画』と「高知県人権施策基本方針」の趣旨を継承しながら発展的に一本化し、2019 (平成31) 年3月に第2次改定を、2024 (令和6) 年3月に第3次改定を行い、推進方針に基づく効果的な施策の推進に努めています

(4) 本市の取組

本市においても、同和問題を中心に、さまざまな人権課題の解決を<u>めざ</u>した 取組を推進してきました。

同和問題については、「同和対策事業特別措置法」の下、その解決を市の重要課題と位置付け、庁内に「高知市同和対策推進本部」を設置し、地区改良事業等の諸施策を推進してきました。

「特別措置法」の失効後も、本市の人権施策を総合的かつ積極的に推進するため、「高知市同和対策推進本部」を「高知市人権施策推進本部」に改編し、2005(平成17)年度に、「高知市人権教育・啓発推進基本計画」と基本計画を実現するための行動計画である「高知市人権施策推進行動プラン」(その後「高知市人権教育・啓発推進実施計画」に名称変更)を策定し、計画に則った取組を進めてきました。

SDGsについて現在の評価を追記。国の政策会議持 続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合(第16回) より抜粋

※目標2:具体的には持続可能な農業

県の「人権施策推進基本方針」P5 に合わせた記載に変更

表記の統一

表記の統一

地域における市民主体の取組としては、市民一人ひとりが人権問題を身近に 、そして自らの課題として正しく理解することを目的として、市内すべての行 <u> 政区において</u>「地区人権啓発推進委員会」が組織され、地域に根ざした啓発活 動が展開されています。

2019 (令和元) 年4月、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、「差別解 消三法 | の施行を受けて、「高知市人権尊重のまちづくり条例 | を制定、同年 7月に施行しました。

本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を通じて、市民一 人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる「 地域共生社会 | の実現を目指していきます。

2 基本計画策定の趣旨

々の憲法に対する理解を深めるとともに、教育や啓発の充実を図り、差別や偏 見のない地域社会の確立を目指す」取組を推進してきました。

その取組はこれまで一定の成果を上げてきたものの、私たちの用りには依然 として差別や偏見が存在し、社会の変化に伴う新たな人権課題も生じています

こうした状況を受け、本市では、「高知市人権尊重のまちづくり条例」を施 行し、あらゆる人権課題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に 向け総合的に取り組んでいくこととしました。

本計画は、高知市人権尊重のまちづくり条例に基づき、条例の理念を実現す る取組を具体化するために策定するものです。

3 基本計画の性格

本計画は、次の性格を有します。

- 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに 必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例 第7条の規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。

地域における市民主体の取組としては、市民一人ひとりが人権問題を身近に 、そして自らの課題として正しく理解することを目的として、市内全域で

「地区人権啓発推進委員会」が組織され、地域に根ざした啓発活 動が展開されています。

2019 (令和元) 年4月、近年の人権を取り巻く社会情勢の変化や、「差別解 消三法 | の施行を受けて、「高知市人権尊重のまちづくり条例 | を制定、同年 7月に施行し、2021(令和3)年3月、条例の理念を実現する取組を具現化す るために「高知市人権施策推進基本計画」を策定しました。

本市では、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」を通じて、市民一 人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる「 地域共生社会」の実現をめざしていきます。

2 基本計画見直しの趣旨

本計画は、社会情勢の変化に伴う、人権を取り巻く状況の変化を見据えなが ら、「高知市人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴き、人権に関する市民 意識調査の結果等を参考として、5年ごとに必要な見直しを行うこととしてい ます。

先の計画策定から5年が経過する中、条例の理念に基づき、あらゆる人権課 題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、各部局間が連携 し包括的に取り組んできたところですが、生活を豊かにする情報化が進む一方 で、インターネットによる人権侵害をはじめ、あらゆる人権課題が複雑化・複 合化しているなどの状況の変化が生じており、国や県の人権施策に係る計画も 改定がなされています。

また本市でも、令和6年11月に「人権に関する市民の意識調査」を実施して おり、こうしたことを踏まえて見直しを行います。

3 基本計画の性格

本計画は、次の性格を有します。

- 必要な人権施策を効果的に推進するため、「高知市人権尊重のまちづくり条例 | 第7条の規定に基づき策定するものです。
- 本計画は、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。

文言調整

基本計画の策定について追記

表記の統一

策定→見直し

「策定の趣旨」から「見直しの趣旨」への変更

- 本計画では、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市 │ 本計画では、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、高知市 総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な 施策についても示します。
- 計画期間は、2021 (令和3) 年度から2025 (令和7) 年度までの5年間と し、その後は原則として5年毎に内容の見直しを行います。
- 本計画は、市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置 づけ、協働による施策の推進に資するものとします。

4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

持続可能な開発目標(SDGs____)とは、2001年に策定されたミレニアム開発 目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持 続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であ り、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達 成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し「経済・ 社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGs が日指す姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全て の人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組 の推進により、SDGs の達成にも寄与したいと考えています。

- 総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な 施策についても示します。
- 計画期間は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間と し、その後は原則として5年毎に内容の見直しを行います。
- 本計画は、市民・事業者等による人権課題に対する取組の指針として位置 づけ、協働による施策の推進に資するものとします。

4 持続可能な開発目標(SDGs)との関連性

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発 目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持 続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であ り、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達 成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現をめざし「経済・ 社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGSがめざす姿は、高知市人権尊重のまちづくり条例の基本理念「全て の人の人権が尊重される社会の実現」とも重なっており、本計画に基づく取組 の推進により、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。

年度の修正

表記の統一 表記の統一

表記の統一

表記の統一

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
第2章 人権尊重のまちづくり	第2章 人権尊重のまちづくり	
<mark>]基本理念</mark>	I 基本理念	第3条(基本理念)
日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の 努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対 し信託されたものであることが謳われています。	日本国憲法には、基本的人権の尊重と、それが人類の多年にわたる自由獲得の 努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に対 し信託されたものであることが謳われています。	
すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として 尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合 い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければな りません。	すべての人は、基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として 尊重される、と同時に、一人ひとりの違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合うことで、誰もが安心して暮らせる社会を実現させるべく努めなければなりません。	
本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に 取り組みます。	本市では、そうした社会を実現するために、人権に関わる課題の解決に積極的に取り組みます。	
2 協働による人権尊重のまちづくり	2 協働による人権尊重のまちづくり	
人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが 人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえ で、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取 組を推進していくことが必要です。	人権尊重のまちづくりを推進していくためには、基本理念の下、市民一人ひとりが 人権の大切さを理解し、人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚したうえ で、行政、市民、事業者等が連携・協力し合いながら、それぞれ、主体的な行動、取 組を推進していくことが必要です。	
(1) 行政の責務	(1) 行政の責務	第4条(市の責務)
行政の責務として、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。	行政の責務として、全ての人の人権が尊重される社会を実現するため、市民や企業等事業者の人権意識の高揚と人権に関する正しい理解の普及に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進します。	
(2) 市民の役割	(2) 市民の役割	第5条(市民の役割)
市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、 学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努 めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊 重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。	市民の役割として、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるという認識の下、 学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる生活の場において人権意識の高揚に努 めるとともに、市が実施する取組への参加等を通じて、お互いの違いを認め合い、尊 重し合う、実際の態度や行動につなげていくことが期待されます。	
(3) 事業者の役割	(3) 事業者の役割	第6条(事業者の役割)
企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に 積極的に参画することが期待されます。	企業等の事業者の役割として、事業活動に関わるすべての人の人権を守り、また、人権意識の高揚を図り、地域社会の一員として、人権尊重のまちづくりの推進に 積極的に参画することが期待されます。	

(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加)	3 人権を尊重する市政運営 本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮らしていくための、「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けた取組を進めます。 (1) 人権尊重の理念に基づく行政運営 行政運営のあらゆる場面において、すべての施策は人権に関わるものであるという認識のもと、職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進するとともに、人権に係る複合的な課題に対しても、関係部局が連携し包括的に取り組みます。 (2) 連携・協働による人権施策の推進 行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員はもとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識を高めるための取組を推進していきます。 また、市民や事業者に対しても、差別を解消するための人権教育及び人権啓発、人権に関する情報の収集や提供を行うとともに、人権課題や差別に関する相談や支援体制の充実に取り組んでいきます。	(旧)第3章から移動 ※(新)第3章で条例に基づく4項目を記載したため、 (旧)第3章の根幹部分のみ抜き出し、第2章へ移行。 ※(旧) ア「プライバシーの保護」と エ「人権に関わる活動の拠点づくり」のみ(新)第3章へ移動 (旧)第3章イ 条例第7条より
・ 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進めます。 エ 人権に関わる活動の拠点づくり ・ 市民会館をはじめ,児童館,ふれあいセンター,公民館等,地域コ		

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
第3章 人権施策の基本的な方向	第3章 人権施策の基本的な方向	un J
	(削除) (削除)	「人権を尊重する市政運営」は、(新)第2章-3「人権を 尊重する市政運営」へ移動 内容は根幹部分のみ(新)第2章-3へ溶け込み
本市では、人権尊重のまちづくりに向け、市民の基本的人権の尊重を第一 義とし、家庭や学校、職場、地域において、一人ひとりの市民が安心して暮ら していくための取組を進めます。	(削除)	
行政運営のあらゆる場面において人権尊重の視点をもって施策を立案・実施することとし、市長を本部長とする「高知市人権施策推進本部」の下で、全部局横断的に総合的かつ積極的な人権施策を推進します。	<u>(削除)</u>	
──〈施策の方向性〉ア 人権尊重の理念に基づく行政運営─	<u>(削除)</u> (削除)	
すべての施策は人権に関わるものであることを認識し、人権尊重の 視点に立った行政運営に努めます。	<u>(削除)</u> ————————————————————————————————————	(新)第2章-3へ溶け込み
 人権に係る複合的な課題に対し、関係部署が連携し全庁的に取り組みます。 	<u>(削除)</u> ————	(新)第2章-3へ溶け込み
・ 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を 適切に行い、プライバシーの保護に努めます。	<u>(削除)</u> ————————————————————————————————————	P.16(新)第3章-2「人権問題に関する情報の収集及び 提供」 ウへ移動
イ 職員等の人権意識の高揚ー・ 職員一人ひとりが人権行政の推進者であることの自覚をもち、人権 課題に関する学習とその解決に取り組みます。	<u>(削除)</u> (削除) ————————————————————————————————————	(新)第2章-3へ溶け込み
 行政運営全般において人権への配慮が必要であることから、職員は もとより、市の外郭団体や指定管理者等の職員・従事者の人権意識 を高めるための取組を推進していきます。 	<u>(削除)</u> 	(新)第2章-3へ溶け込み
ウ 人権に関する情報の収集・提供 ・ 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進めます。	(削除) _(削除)	(新)第2章-3へ溶け込み及び P.16 (新)第3章-2 イ へも移動
エ 人権に関わる活動の拠点づくり ・ 市民会館をはじめ、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュニティの形成や地域共生に向けた活動等の拠点となる施設の整備とその機能の充実を図ります。	(削除) (削除) ————————————————————————————————————	P.17(新)第3章-4 イへ移動 「活動の拠点づくり」⇒「活動拠点の環境整備」へ変更

2 人権教育- 啓発の推進(人権を学び、くらしに活かす)

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分 のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの 主役であるということを意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人 権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要です。

行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する 意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組 等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進するとともに、必要に 応じた適切な支援や情報提供等を行うことで、人権課題の解決に向けた市民の 主体的な取組を促していきます。

(追加)		
(追加)		
(追加)		
_		
(追加)		
<u>(追加)</u>		
(追加)		
(追加)		

(1) 学校等における取組

人格が形成される学齢期における人権教育は極めて重要です。

そのため、学校等においては、子どもたちの人権感覚を育む環境づくりに努め、一人ひとりの子どもが、人の痛みのわかる_人を大切にする心をもち、社会生活のさまざまな場面や状況において自分の人権と同様に他の人の人権を尊重し行動することができる市民として成長していけるよう、必要な取組を推進します。

1 人権教育及び人権啓発

人権尊重のまちづくりを推進していくためには、市民一人ひとりが、人権を自分のこととして考え人権の大切さを理解した上で、自らが人権尊重のまちづくりの主役であるということを意識し、社会生活のあらゆる場面において「お互いの人権を尊重する」態度や行動をとっていくことが必要です。

行政や学校、家庭、地域のさまざまな団体、企業等において、人権を尊重する 意識やさまざまな人権課題に対する関心を高め、正しい理解の普及を図る取組 等が効果的に推進されていくよう、教育・啓発活動を推進し、

人権課題の解決に向けた市民の

主体的な取組を促していきます。

(1) 職員等に向けた取組

<u>市職員や教職員等は、より高い人権意識をもって職務に従事することが求められ</u>ます。

人権尊重の理念について理解を深め、常に人権尊重を基盤として業務を遂行していくことができるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発を推進していきます。

ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実

・職員等が豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点をもって職務に従事することができるよう、それぞれの職務に応じた人権研修の充実を図ります。

イ 教職員・保育士等による研究の機会の充実

· 高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職 員・保育士等の人権意識を高め、資質、指導力及び実践力の向上を 図るとともに、効果的な教育手法の研修を進めるための取組につな がるよう支援します。

(2) 学校等における取組

人格が形成される学齢期における人権教育は極めて重要です。

そのため、学校等においては、子どもたちの人権感覚を育む環境づくりに努め、一人ひとりの子どもが、人の痛みのわかる、人を大切にする心をもち、社会生活のさまざまな場面や状況において自分の人権と同様に他の人の人権を尊重し行動することができる市民として成長していけるよう、必要な取組を推進します。

番号ズレ(条例の4項目に項目名変更)

支援は(新)第3章-3 へ移動 情報提供はP.15(新)第3章-2 へ移動

職員の教育・啓発が最優先と考えられるため追加 P.15(旧)第3章-2 (4)前文一部(特定職業従事者だけでなく職員も同様の取組が必要であると思われるため)

P.15(旧)第3章-2 (4) ア(特定職業従事者等だけでなく職員も同様の取組が必要であると思われるため)

P.13(旧)第3章-2(1)ウ

番号ズレ

読点追記

〈施策の方向性〉

ア 人権教育の推進

- ・ 子どもたちが、学校等の生活の中で豊かな人権感覚を身に付けて いくことができるよう、一人ひとりの子どもの発達段階、特性等に応 じた人権教育を推進します。
- ・ 保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高校等と連携し、継続的な 人権教育を推進します。
- ・家庭における人権教育の重要性について理解を促すための活動や 情報提供を行います。
- イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進
 - ・ 子どもたちの人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に 向けた対策に努め、支援を必要とする子どもや保護者に対し適切 な支援を行います。
- ウ 教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実
- 教職員・保育士等の資質及び実践力の向上を図るとともに、効果的 な教育手法の研修を進めるため、職務に応じた研修や研修の機会を 充実させ、実践的な取組につながるよう支援します。
- · 高知市人権教育研究協議会等の教育研究団体とも連携し、教職員· 保育士等の人権意識を高め、指導力を向上させる取組を推進しま す。

(2) 家庭・地域における取組

私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で形成されます。

人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。本市では、そうした取組のできる地域コミュニティの形成に向けて家庭・地域における人権教育・啓発等の取組を推進します。

(施策の方向性)

- ア 人権教育・啓発活動の推進
 - ・ 地域住民の人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を 支援します。

(削除)

ア 人権教育の推進

- ・ 子どもたちが、学校等の生活の中で豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、一人ひとりの子どもの発達段階、特性等に応じた人権教育を推進します。
- ・ 保育所・幼稚園、小・中・義務教育学校、高校等と連携し、継続的な 人権教育を推進します。
- ・家庭における人権教育の重要性について理解を促すための活動や 情報提供を行います。
- イ 人権問題の早期発見・解決に向けた対策の推進
 - ・ 子どもたちの人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に 向けた対策に努め、支援を必要とする子どもや保護者に対し適切 な支援を行います。

(削除) (削除) (削除)

P.12 (新)第3章-1 (1) イへ移動

「施策の方向性」の見出し削除

P.12(新)第3章-1(1)イへ移動

(3) 家庭・地域における取組

私たちの人権感覚は、家庭や地域における日常生活での人と人とのふれあいや関係性の中で形成されます。

人権尊重のまちづくりを進めるには、地域社会で生じるさまざまな人権課題について、市民一人ひとりが自分に身近なこととして共に考え、協力し合いながらその解決に取り組むことが必要です。本市では、そうした取組のできる地域コミュニティの形成に向けて家庭・地域における人権教育・啓発等の取組を推進します。

(削除)

- ア 人権教育・啓発活動の推進
 - ・ ______人権学習の機会を充実させるとともに、その活動を 支援します。

番号ズレ

「施策の方向性」の見出し削除

地域住民だけに限定せず記載 ※現計画でも市域全体の事業が該当

・地域での実践をリードできる人材の育成に努めます。	・「地区人権啓発推進委員会」と協働で行う教育・啓発活動を充実していくとともに、地域での実践をリードできる人材の育成に努めます。	地区人権啓発推進委員会の活動の重要さから追記
・ 学校・関係団体、地域活動団体等との連携による人権教育・ 啓発活動を推進します。	・ 学校・関係団体、地域活動団体等との連携 <u>・協働</u> による人権教育・ 啓発活動を推進します。	連携だけでなく、地域活動団体とも協働して行っていくことも記載
・地域での世代間交流等の活動を通じて人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。	・地域での世代間交流等の活動を通じて人権への関心と理解を深め、お互いの人権を尊重する意識の醸成を図ります。	
イ 地域の拠点施設の活用 ・ 市民会館、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる 施設での教育・啓発活動を推進します。	イ 地域の拠点施設の活用 市民会館、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域の拠点となる施設での教育・啓発活動を推進します。	
(3) 職場(企業等事業者)における取組	(4) 職場(事業所)における取組	番号ズレ、「(企業等事業者)」→「(事業所)」
企業等の事業者についても、その事業活動において従業員並びに顧客等の人権 に配慮することが求められています。	企業等の事業者についても、その事業活動において従業員並びに顧客等の人権 に配慮することが求められています。	
事業活動に関わるすべての人の人権が尊重される働きがいのある職場づくりに向けて、企業並びに関係機関等との連携を図りながら、職場における人権教育・啓発活動の支援を行うとともに、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。	事業活動に関わるすべての人の人権が尊重される働きがいのある職場づくりに向けて、企業並びに関係機関等との連携を図りながら、職場における人権教育・啓発活動の支援を行うとともに、人権尊重のまちづくりへの積極的な参画を働きかけていきます。	
〈施策の方向性〉	(削除)	「施策の方向性」の見出し削除
ア 人権啓発活動の支援 ・ 企業等が行う人権研修等の取組に、講師派遣 や資料提供 等の支援 を行います。	ア 人権啓発活動の支援 ・ 企業等が行う人権研修等の取組に、講師派遣等の支援を行います。	P.15 (新)第3章-2の趣旨に該当のため削除
イ 人権 尊重のまちづくりへの参画 の促進 ・ 企業等 との連携を深め、	イ 人権 <u>講演会等への参加</u> の促進 ・企業等 <u>を対象とした人権に関する講演会等を開催し、</u> 人権尊重のま ちづくりへの積極的な参加を働きかけていきます。	事業№25(週間)の事業概要と「人権尊重のまちづくり への参加の促進」を複合して追記
(追加)	ウ 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進 ・ 福祉関係者、医療・保健関係者、マスメディア関係者等、特に人権 に関わりの深い職業に従事する特定職業従事者においては、人権	P.15(旧)第3章-2 (4)前文及びアとイをまとめて記載 ※消防職員は(1)職員等に該当すると考えられるため、 削除

の推進を図ります。

尊重のまちづくりへの主体的な参画を促し、より高い人権意識をもっ て職務に従事しできるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓発

(4) 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	(削除)	P.15(新)第3章-1 (4) ウへ移動
- 市職員や教職員はもとより、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員、マスメデ	(削除)	P.15(新)第3章-1 (4) ウヘまとめて移動
ィア関係者等、特に人権に関わりの深い職業に従事する者(特定職業従事者)は、		※消防職員は職員等へ含み、削除
より高い人権意識をもって職務に従事することが求められます。		
特定職業従事者が、人権尊重の理念について理解を深め、常に人権尊重を基盤	(削除)	P.15(新)第3章-1 (4) ウヘまとめて移動
として業務を遂行していくことができるよう、それぞれの職務に応じた人権教育・啓		
発を推進していきます。		
(施策の方向性)	 <u>(削除)</u>	「施策の方向性」の見出し削除
ア それぞれの職務に応じた人権研修の充実	(削除)	P.15(新)第3章-1 (4) ウヘ盛り込み
─ 特定職業従事者が豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を		P.12(新)第3章-1 (1) アヘも移動(職員も同様の取
もって職務に従事することができるよう、それぞれの職務に応じた人		り組みが必要と考えられるため)
権研修の充実を図ります。		
イ 人権尊重のまちづくりへの参画の推進 	(削除)	P.15(新)第3章-1 (4) ウヘ盛り込み
・・・人ひとりが人権尊重のまちづくりの担い手であるとの自覚を促し、		
人権尊重のまちづくりへの主体的な参画を働きかけていきます。		
<u>(追加)</u>	2 人権問題に関する情報の収集及び提供	条例の4項目により追加
(追加)	人権問題について、相談先が把握しやすいように相談窓口の周知を広く行	P.15~16(新)第3章-2 ア~ウの内容に合わせて記載
	い、相談・支援に繋がりやすい環境づくりを行うとともに、人権に関する情報等	相談に繋げる取組の推進が必要との考えから追記
	<u>についても、インターネット等を活用し広く周知を行います。</u>	
(追加)	 また、関係機関や市民等から収集した人権に関する情報等について、調査・	
(足加)	研究を進めるとともに、収集した情報等については適切な管理のもと、職員や市	
	大きに提供し、周知を図ります。	
	<u>以守に定法し、周州と囚りより。</u>	
(追加)	ア 相談窓口の周知	 P.16(旧)第3章-3 アー部「相談窓口の周知」のみ記載
(追加)	・ 市民が人権に関する相談について、適切な相談窓口を把握しやすい	
	ように相談窓口の周知を図ります。	
(追加)	イ 人権に関する情報の収集及び提供	P.11(旧)第3章-1 ウ
(追加)	・ 人権課題に関する情報の集積・発信を積極的に進め、広報紙やインタ	P.11(旧)第3章-1 ウ(手法について追記)
	ーネット、SNS、その他人権に関わる地域活動拠点等を活用し、広く発	
<u>—</u>	<u>信します。</u>	
()4.1)		
(追加)	・人権問題について、関係機関等から収集した情報や事例について、調	追加(庁内掲示、WG、研修等の活用で得た法律、条例、
	査・研究を行い、必要に応じて市民等へ提供するとともに関係部署とも	計画、事例等の情報の調査・研究・共有等を想定したも
	共有を図ります。	<i>o</i>)

(追加)			
(追加)			

3 相談- 支援体制の充実(一人ひとりの課題に寄り添う)

さまざまな人権課題に適切に対応していくには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。

本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。

また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。

〈施策の方向性〉

- ア 相談 体制の充実と相談窓口の周知
- イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実
 - ・ 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充 実を図ります。
- ウ 問題解決と支援のための連携強化
 - 迅速かつ確実な問題の解決と支援を図るために、庁内の各相談窓口をはじめ、国・県の関係機関、民間団体等との連携を強化します。
- エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ
 - ・ 人権相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。
- オ 人権課題の調査・研究の推進
 - ・ 相談事例等の収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把 握、課題の発見、未然防止・解決等の支援に生かします。

ウ 個人情報の適切な管理等

・ 高知市個人情報保護条例に基づき、個人情報の収集・保管・利用を適切に行い、プライバシーの保護に努めます。

3 人権問題に関する相談及び支援体制の整備

さまざまな人権課題に適切に対応していくには、市民がいつでも気軽に相談することができ、必要な支援を受けられることが必要です。

本市では、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、法務局をはじめとする人権に関わる関係機関、地域、事業者等との連携の下、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実を図ります。

また、相談等の事例収集、調査・研究を進め、その成果を施策に反映させます。

(削除)

- ア 相談・支援体制の充実
 - ・ 市民が安心して暮らせるよう、適切な人権相談や

支援の充実を図ります。

- イ 人権侵害事案の被害者等に対する支援の充実
- ・ 人権侵害事案の被害者等の保護、人権の回復に向けた支援策の充 実を図ります。
- ウ 問題解決と支援のための連携強化
 - 迅速かつ確実な問題の解決と支援を図るために、庁内の各相談窓口をはじめ、国・県の関係機関、民間団体等との連携を強化します。
- エ 相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップ
 - ・ 人権相談・支援に携わる職員の確保とスキルアップを図ります。
- オ 人権課題の調査・研究の推進
 - ・ 相談事例等の収集、調査・分析を行い、人権侵害事案の実情の把 握、課題の発見、未然防止・解決等の支援に生かします。

P.11(旧)第3章-1 ア 3・

条例4項目にあわせて変更

「施策の方向性」の見出し削除

「相談窓口の周知」のみ P.15(新)第3章-2 アへ移動 し、支援の充実を追記

<u>(追加)</u>	4 人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項(推進体制と活動拠点の充	条例4項目により追加
	実)	
(追加)	本市と連携して活動を行う関係団体等へ支援を行い、市民が安心して暮らせる 人権尊重のまちづくりをめざした体制づくりを行います。	
	/ 1000 010 1000 010 1000 010 1000 010 01	
(追加)	また、教育・啓発・相談・支援に関わる地域拠点となる施設について効率的な運	
	堂・維持を行うとともに持続可能な管理を図ります。	
(追加)	ア 体制づくりと支援活動の推進	
(追加)	・ 人権尊重のまちづくりの推進のために必要な体制づくりを行います。	│ │ 様々な施策に関する連携体制の構築等より
(追加)	・ 人権意識の高揚を図り、住民自らが人権を守るまちづくりを推進して	地区人権啓発推進委員会の活動への支援より
	いくために、人権に関わる教育・啓発活動に取り組む関係団体等へ支 援を行います。	
	<u>1反こ1J V </u>	
(追加)	・ 市と連携して人権に関して支援活動を行う関係団体を支援します。	市人権教や擁護委員活動への支援より
()4 1>) Mr., ===)	
<u>(追加)</u> (追加)	イ 人権に関わる活動拠点の環境整備 ・ 市民会館をはじめ、児童館、ふれあいセンター、公民館等、地域コミュ	市民会館等の整備より
VGNH)	ニティの形成や地域共生に向けた活動等の拠点となる施設の整備とそ	11200000000000000000000000000000000000
	<u>の機能の充実を図ります。</u>	
(\frac{1}{2} \text{tr})		
<u>(</u> 追加) <u>(</u> 追加)	ウ その他の事項	
VCNH)	<u>・ その他、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事業について、</u>	
	市民や事業者等と協働のもと、取組を行っていきます。	

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
第4章 人権課題ごとの取組方針	第4章 人権課題ごとの取組方針	
<u>(追加)</u> 11 インターネットによる人権侵害	(1) 課題横断的な人権課題 インターネットによる人権侵害	
インターネットは、コミュニケーションの輪を世界中に広げ、文化の多様性 の理解や知識や情報の共有を進める有益なツールとして利用が拡大 している一 方、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載した りするなど、人権に関わる様々な問題が発生 しています。	インターネットは、コミュニケーションの輪を世界中に広げ、文化の多様性の理解や知識や情報の共有を進める有益なツールとして利用が拡大しています。	(新)3段落目でインターネット上の人 権問題について説明するため削除。
国においては、特に子どもたちの安全を考慮して、2009(平成 21)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、また、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、2014(平成 26)年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び	国においては、特に子どもたちの安全を考慮して、2009(平成 21)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、また、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、2014(平成 26)年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び	
発信者情報の開示に関する法律+(プロバイダ責任制限法)の特例 及び _ 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」 を 施行 し _ました。	発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」の特例 <u>として</u> 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」 <u>が</u> 施行 <u>され</u> ました。	表現の統一。表現の変更。
しかし、インターネット上 では、依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われたり、災害や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特に SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっています。	しかし、インターネット上 <u>の人権侵害が社会問題化しており、近年は、情報の拡散力が高いSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の登場により、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)等、人権に関わる様々な問題が発生しています。</u>	近年の社会情勢に合わせて書き換え。 ※「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」 (法務省)参考(P15)
	また、インターネットは、災害発生時には有益な情報の発信・入手に有効な 手段となりますが、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対 する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生してい ます。	インターネット上の人権問題について、 具体例を追記。 ※「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」 (法務省)参考(P15)
	このように、インターネット上での人権侵害は、分野を問わず発生している ため、各人権課題と密接に関わる問題として横断的に捉える必要があります。	課題横断的人権課題であることを追記。
こうしたことから、国では、2020(令和2)年9月に「インターネット上の 誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。		(旧)「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」は、人権に関する記載が無かったため削除。

(追加)

本市でも、学校等における情報モラル教育を推進するとともに、インターネ ットモニタリング要領に基づき、インターネットを利用した悪質な人権侵害に ついて、プロバイダ等にその情報の削除を依頼するなどの取組を行っていま す。

(1)課題

けるインターネットの有用性と必要性を改めて認識する一方で、悪意のある書 込み、偽り又は誤った情報がインターネット上で拡散されることによって、社 会に不安と混乱を生じさせ、場合によっては人の生命・人権に関わる深刻な事 態を生じさせることも認識させられました。

2020(令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、イ ンターネットによる人権侵害に関することで特に問題があると思うことについ て、「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口を掲載する」の回答割合が最も高く、 次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「情報の発信者が 匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくいし の順となっています (図 $\frac{26}{1}$).

インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意 図にかかわらずその情報を回収・消去することはほぼ不可能となるため、その 利用に際しては、利用者一人ひとりが、人権や情報の受発信に伴う責任やモラ ルに関する正しい知識を身に付けておくことが何より大切です。

また、真実ではない情報や人権侵害にあたる書き込み等については、投稿の 防止や削除に向けた取組のみならず、それによって名誉を傷つけられた場合の 救済手段等についても検討が必要となっています。

(2)取組方針

インターネットによる人権侵害の解消に向けて、プライバシーや名誉の保 護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるため の教育・啓発活動を推進します。

様々な分野にわたる差別的書き込みの増加により、2025(令和7)年4月に は、「プロバイダ責任制限法」から、「特定電気通信による情報の流通によって 発生する権利侵害等への対処に関する法律(「情報プラットフォーム対処法)」 と法律の題名及び略称を改めて施行され、大規模プラットフォーム事業者に対 する対応の迅速化や運用状況の透明化が義務付けられ、対策の強化が進められ ています。

本市でも、学校等における情報モラル教育を推進するとともに、インターネ ットモニタリング要領に基づき、インターネットを利用した悪質な人権侵害に ついて、プロバイダ等にその情報の削除を依頼するなどの取組を行っていま

(1)課題

インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害は、社会的問題となっ ており、新型コロナウイルス感染症の拡大時や災害発生時には、

誤った情報が 拡散されることによって、社 会に不安と混乱を生じさせ、場合によっては人の生命・人権に関わる深刻な事 態を生じさせることも認識させられました。

2024(令和6)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、イ ンターネットによる人権侵害に関することで特に問題があると思うことについ て、「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口を掲載する」の回答割合が最も高く、 次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「犯罪行為をうな | 調査結果の変更。 がしたり、誘発するようなサイトが存在する」の順となっています(図 1)。

インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意 図にかかわらずその情報を回収・消去することはほぼ不可能となるため、その 利用に際しては、利用者一人ひとりが、人権や情報の受発信に伴う責任やモラ ルに関する正しい知識を身に付けておくことが何より大切です。

また、真実ではない情報や人権侵害にあたる書き込み等については、投稿の 防止や削除に向けた取組のみならず、それによって名誉を傷つけられた場合の 救済手段等についても検討が必要となっています。

(2)取組方針

インターネットによる人権侵害の解消に向けて、プライバシーや名誉の保 護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるため の教育・啓発活動を推進します。

情報プラットフォーム対処法改正によ り、大規模プラットフォーム事業者に対 する対応の迅速化・運用状況の透明化を 義務付けたので追記。

※人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)参 考 (P15)

コロナは一定の落ち着きが見られたの で、コロナだけでなく、災害発生時等の インターネット上の問題についても記

市民意識調査問26から。

	また、インターネット上で差別書き込みがあった場合には、関係機関と連携 して対応します。	取組方針で、インターネット上差別の予防(教育・啓発)に加え、発生時の対応
 ① 教育士 啓発の推進 ・インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、その取組についての広報・啓発活動を行います。 ・インターネット利用者等に対する、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。 	 ①人権教育及び人権啓発 ・インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、その取組についての広報・啓発活動を行います。 ・インターネット利用者等に対する、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。 	についても触れるため追記。
(追加)	②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・インターネットによる人権侵害について、発信者情報の開示の請求や人権侵害情報の削除を依頼するなどの対応方法に関することや、相談窓口の周知に努めます。	(旧)取組方針②から一部移動 インターネット上の書き込みについ
②相談支援体制の 充実 ・インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組 むとともに、相談窓口の周知に努め ます。 (追加)	③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ・インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組み ます。 ・インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書き込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請等、適切に対応します。	て、開示請求及び削除依頼の対応を HP 等で周知しているため追加。 (新)取組方針②へ一部移動 (旧)取組方針③から移動
③インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止・インターネットにおける悪質な差別書込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請等、適切に対応します。	(削除)	(新)取組方針③へ移動

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
(追加) 1 同和問題(部落差別) (同和問題)は、 (同和問題)は、 日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれ、今なお、社会生活において自由や平等な取扱が完全には保障されていない実態が残っているという、我が国特有の重大な人権課題です。	(2) 各人権課題 1 部落差別(同和問題) <u>部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、</u> 日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた 我が国固有の重大な人権課題です。	「同和問題」⇒「部落差別(同和問題)」 に統一。(以下同様) 部落差別の背景について追記。 ※「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」 (法務省)に合わせる。
本市においては、「同和対策事業特別措置法」下、「高知市同和対策推進本部」を設置し、同和問題の解決を市政の最重要課題と位置付け、地区改良事業等の諸施策を総合的に推進してきました。さらに、同法の失効後も、残された課題について、対応方針や施策のあり方等を「同和対策関連施策 の見直し 」として取りまとめ、定期的に総括的な見直しを行いながら、問題の解決に向けた取組を進めています。	本市においては、「同和対策事業特別措置法」 <u>の</u> 下、「高知市同和対策推進本部」を設置し、 <u>部落差別(</u> 同和問題 <u>)</u> の解決を市政の最重要課題と位置付け、地区改良事業等の諸施策を総合的に推進してきました。さらに、同法の失効後も、残された課題について、対応方針や施策のあり方等を「同和対策関連施策 <u>~部落差別解消に向けた取組~</u> 」として取りまとめ、定期的に総括的な見直しを行いながら、問題の解決に向けた取組を進めています。	文言の整理。 令和4年見直しによる変更のため修正。
これまでの取組により、同和問題_解決に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別 は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。 そうした状況を踏まえ、2016(平成 28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。 部落差別 は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていかなければなりません。	これまでの取組により、 <u>部落差別(</u> 同和問題 <u>)</u> 解決に向けた歩みは一定の前進を見たものの、部落差別 <u>(同和問題)</u> は今なお存在し、さらに、情報化の進展に伴う新たな問題も生じています。 そうした状況を踏まえ、2016(平成 28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律 <u>(部落差別解消推進法)</u> 」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。 部落差別 <u>(同和問題)</u> は基本的人権に関わる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていかなければなりません。	表記の統一。
(1)課題 特別措置法による同和対策が終了し同和問題に関する市民の問題意識も次第に薄れていると言われる一方で、今なお、結婚や就職における差別、そうした差別に繋がる身元調査、部落差別に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等が見られ、さらに近年は、	(1)課題 2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、同和地区や同和地区出身者ということを意識するかという問に対し、「意識することはない」という回答が最も多い (55.9%) ものの「自分自身や親族が結婚するとき」 (31.1%) や、「不動産 (家・土地など)を購入したり借りたりするとき」 (11.2%) 等の意識も見られ (図2)、近年でも部落差別 (同和問題) に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等や、 インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱を誘発するような書き込みをする行為も発生しています。	

2020 (令和2) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、実	
際に部落差別について見聞きしたことがあるか という問に対し、 48.6%が「あ	l_
る」 と回答しています(図 6)。さらに、 それはどのような内容だったかとの問	Γŧ
いには、結婚差別、同和地区や同和地区出身者への誤解や偏見に関する	7
回答が多くありました。	1
(追加)	
	(
	(
ていくことが ないよう、	Ţ
の普及を図っていく必要があります。	0
(2)取組方針	(
部落差別の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との	
関わりについて市民が理解を深め正しい認識をもてるよう、同和問	Ī
題に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。	5
①教育一	
・各行政機関、民間団体、市民と連携し、同和問題の解決に向け	
た人権教育・啓発を推進します。	Ļ
・市職員に対し、同和研修を	
実施します。	
·	
・教職員に対し、同和問題_への理解促進のための研修を推進しま	
す。	
(\rho +n \	
(追加)	7
(追加)	-
②相談一支援体制の 充実	
<u> </u>	
者の立場に立った相談・支援に取り組みます。	
有の立物に立りた相談・文援に取り組みより。 (追加)	H
(起加)	-
 (追加)	
(AEJII)	-
/CMR/	-

また、現在でも社会の中に部落差別(同和問題)が存在すると思うか

という問に対し、78.8%が

存在する」と回答しています(図<u>3</u>)。さらに、<u>部落差別(同和問題)が存在している原因について尋ねた問では、昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」という回答が多くありました(図4)。</u>

部落差別(同和問題)を知っているかという問では、30代以下の「知らない」 の回答割合が他の年代に比べて高くなっています(図5)。部落差別(同和問題) の歴史等を知らないまま、インターネット上等の誤った情報を鵜呑みにすると いったことのないよう、幅広い世代に対して部落差別(同和問題)の正しい理解 の普及を図っていく必要があります。

(2)取組方針

部落差別<u>(同和問題)</u>の解消に向け、部落差別の歴史や実態、基本的人権との関わりについて市民が理解を深め正しい認識をもてるよう、<u>部落差別</u>(同和問題)に関する調査・研究を行い、必要な教育・啓発活動を推進します。

①人権教育及び人権啓発

- ・各行政機関、民間団体、市民と連携し、<u>部落差別(</u>同和問題<u>)</u>の解決に向けた人権教育・啓発を推進します。
- ・市職員に対し、<u>情報リテラシーやネットリテラシー教育のための</u>同和研修を 実施します。
- ・部落差別(同和問題)の解決に向けた人権教育を推進します。
- ・教職員に対し、部落差別(同和問題)への理解促進のための研修を推進します。
- ②人権問題に関する情報の収集及び提供
- ・部落差別に関する相談窓口の周知に努めます。
- ③人権問題に関する相談及び支援体制の整備

________________________________関係機関と連携し、相談

者の立場に立った相談・支援に取り組みます。

- ・法務局や県と連携したインターネットのモニタリングや人権相談等を通じて、部落差別(同和問題)の実態把握に努めます。
- ・身元調査等を目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライバシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の改善とさらなる制度の周知を図ります。
- ・国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交 流の拠点施設として市民会館で各種事業を総合的に実施するとともに、総合 的相談窓口としての体制充実に努めます。

若年層への啓発が重要であると考え、意 識調査(問5)の結果を記載し、幅広い 世代に対する啓発が必要であることを 追記。

研修体制の充実について追記。

(旧)取組方針②から一部移動 相談窓口の「明確化」はHP等で対応済 みのため削除。

- (新)取組方針②へ一部移動
- (旧)取組方針③から移動 国や県との連携したモニタリング体制を追記。
- (旧)取組方針③から移動
- (旧)取組方針④から移動

総合的相談窓口の体制整備は既に行っており、今後はより一層の充実を図っていくため、「整備」から「充実」に変更。

③部落差別の実態把握と差別被害の防止		
・人権相談やインターネットのモニタリング等を通じて、部落差別の実態把握	(削除)	(新)取組方針③へ移動
に努めます。		
・身元調査などを目的とした戸籍等の不正取得による個人情報の悪用やプライ	(削除)	(新)取組方針③へ移動
バシーの侵害を防ぐために、「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知		
制度」の改善とさらなる制度の周知を図ります。		
④市民会館活動の充実	(削除)	
・国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、地域福祉の向上や人権啓発、住民交	(削除)	(新)取組方針③へ移動
		(新)収組力針③个惨割
流の拠点施設として市民会館で各種事業を総合的に実施するとともに、総合		
的相談窓口としての体制整備に努めます。		

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
旧(基本計画: 令和3年3月) 2 女性 女性に関わるさまざまな問題、解決すべき課題の背景には性別による固定的役割分担意識やジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に基づく偏見や不平等があります。 ジェンダー平等は、SDGsの達成に欠かせないものとして、すべての目標の根幹に位置付けられており、あらゆる分野の取組において、常にジェンダーの視点を確保し、施策に反映していくことが求められています。 わが国では、1985 (昭和60) 年に、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等の実現に貢献することを目的とした「女子差別撤廃条約」を批准した後、1986 (昭和61) 年に「男女雇用機会均等法」、1999 (平成11)年には「男女共同参画社会基本法」施行し、女性の社会進出の促進を図ってきました。さらに、2015 (平成27)年に働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力とを十分に発揮できる社会の実現を目指した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) _を施行、2018 (平成30)年には、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、男女平等社会の実現に取り組んでいます。(追加)	新(次期基本計画:見直し条) 2 女性 女性に関わるさまざまな問題、解決すべき課題の背景には性別による固定的 役割分担意識やジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に基づく偏見 や不平等があります。 ジェンダー平等は、SDGsの達成に欠かせないものとして、すべての目標 の根幹に位置付けられており、あらゆる分野の取組において、常にジェンダーの視点を確保し、施策に反映していくことが求められています。 わが国では、1985(昭和60)年に、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を亨受できる、完全な男女平等の実現に貢献することを目的とした「女子差別撤廃条約」を批准した後、1986(昭和61)年に「男女雇用機会均等法」、1999(平成11)年には「男女共同参画社会基本法」施行し、女性の社会進出の促進を図ってきました。さらに、2015(平成27)年に働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力とを十分に発揮できる社会の実現をめざした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)」 、2018(平成30)年には、男女の候補者の数ができる限り均等となることを <u>めざ</u> した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行し、男女平等社会の実現に取り組んでいます。また、2024(令和6)年には、保護命令制度の拡充や保護命令違反の厳罰化を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が施行、さらに、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、切れ目のない包括的な支援の推進を目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、支援体制の強化が図られています。	振考 表記の統一。 DV 防止法・女性支援新法の施行について記載。 **** ※DV 防止法:男女共同参画局 HP 女性支援新法:厚生労働省女性支援新法の概要から引用
本市においても、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(2005(平成17)年施行)に基づき、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。 なお、女性の人権の擁護や女性がさまざまな分野で活躍できる社会の実現に向けた環境整備等の具体的な取組については、「高知市男女共同参画推進プラン」(2000(平成12)年策定)に基づき、県や	本市においても、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(2005(平成17)年施行)に基づき、一人の人間として男女が互いにその人権を尊重し合い、真に豊かで幸福な人生を送ることができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。 なお、女性の人権の擁護や女性がさまざまな分野で活躍できる社会の実現に向けた環境整備等の具体的な取組については、「高知市男女共同参画推進プラン」(2000(平成12)年策定)に基づき、県や公益財団法人こうち男女共同参	「こうち男女共同参画センター」は施
こうち男女共同参画センター <u>など</u> の関係機関・団体と連携しながら進めています。	画社会づくり財団 (こうち男女共同参画センター <u>「ソーレ」)</u> 等_の関係機関・団体と連携しながら進めています。	設名のため、団体名を追加。

(1)課題

性による差別の解消とジェンダー平等の実現に向けて、国際社会とも協調しながら 取組を進めているところですが、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。

働く環境については、法整備が進んだものの女性の登用は遅れており、昇 給・昇進等の待遇に格差が生じています。また、女性は男性に比べて非正規労 働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的基盤が弱い状況があります。

さらに、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のさまざまなハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などあらゆる形態による女性への暴力等、多くの課題が残されており、新型コロナウイルスの流行下では、女性の家事・育児・介護等の負担の増大、女性労働者の失職・困窮、DVや虐待の増加・深刻化といった課題が、より顕著に現れてきました。

これらの課題を解決するためには、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、

_____男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性 の参画等の取組について、さらに実効性を高めていく必要があります。

(2)取組方針

女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても 一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等 の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。

(1)課題

性による差別の解消とジェンダー平等の実現に向けて、<u>国や県の動向も踏まえながら</u>取組を進めているところですが、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、家庭や職場、地域等 さまざまな場で根強く残っています。

2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、女性の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「女性の活躍に影響を及ぼす法律や制度、古い考え方に基づく社会通念、慣習・しきたりがあること」」の回答割合が最も高く、次いで「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」など)」となっており (図6)

_____、固定的な役割分担意識や性差に関する偏見の解消に向けて、男女ともに固定観念を打破し、意識を変革していくことが大きな課題となっています。

働く環境については、法整備が進んだものの女性の登用は遅れており、昇 給・昇進等の待遇に格差が生じています。また、女性は男性に比べて非正規労 働者やひとり親家庭の割合が高く、経済的基盤が弱い状況があります。

さらに、DV (ドメスティック・バイオレンス) やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のさまざまなハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為等 あらゆる形態による女性への暴力等、多くの課題が残されており、新型コロナウイルスの流行下では、女性の家事・育児・介護等の負担の増大、女性労働者の失職・困窮、DVや虐待の増加・深刻化といった課題が、より顕著に現れてきました。

これらの課題を解決するために__、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、「孤独・孤立対策」といった視点を含めた 支援、男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取組について、さらに実効性を高めていく必要があります。

(2)取組方針

女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶と、男性であっても女性であっても 一人ひとりの人権が対等平等に尊重される社会の実現に向け、ジェンダー平等 の理念の浸透を図り、女性の社会参画を推進します。 表現の変更。

※高知市男女共同参画プラン 2021 から引用

意識調査問6から。

問の変更。

10・20 代の結果が異なったため削除。

女性支援新法に掲げられている「支援 の強化」について追記。

※厚労省 IP 女性支援新法の概要から引用

① 教育 — 啓発 の推進 ・家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる場面において、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。 ・DV(デートDVを含む)や性犯罪、さまざまなハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。 (追加)	①人権教育及び人権啓発 ・家庭や学校、職場や地域社会等のあらゆる場面において、性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。 ・DV(デートDVを含む)や性犯罪、さまざまなハラスメント等に関する理解を深め、そうした行為を決して許さないという意識の醸成を図ります。 ・女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、労働時間や雇用形態等の見直しに関する啓発を進めます。	(旧) 取組方針③から一部移動 「男性中心型労働慣行」の表現を変更。
(追加) ————————————————————————————————————	②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・関係機関との連携の下、積極的な情報提供を実施します。	※高知市男女共同参画プラン 2021 から引用
②相談一支援体制の 充実 ・女性が抱えるさまざまな困難に対し、関係機関との連携の下、 相談窓口を設置 し、適切な支援を行います。 (追加)	③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ・女性が抱えるさまざまな困難に対し、関係機関との連携の下、 <u>専門の相談支援員の配置や</u> 相談窓口の設置 <u>等、相談支援体制を強化していきます。</u> ・事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。	相談支援員の配置を検討するため追記。 (旧) 取組方針③から一部移動
②男女共同参画社会づくりの推進 - 女性がライフイベントや自らのライフスタイルに合わせて働き続けられるよう、いわゆる男性中心型労働慣行の見直しに関する啓発を進めるとともに、事業者による職場環境の整備や就業の仕組みづくりを支援します。 ・市の管理職や審議会委員の女性の割合の拡大に努め、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	④政策や方針決定過程におけるジェンダー平等の促進 (削除)・市の管理職や審議会委員の女性の割合の拡大に努め、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。	(新)取組方針①及び③に移動

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
3 子ども	3 子ども	
「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)では、大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきこと など が謳われています。	「児童の権利に関する条約_ (子どもの権利条約)」では、大人と同様子どもにも一人の人間としての人権があり、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきこと等」が謳われています。	
<u>(</u> 追加)	わが国では、 2023(令和5)年にこども家庭庁が発足され、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざした「こども基本法」を施行、同年 12 月には、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。	「子ども家庭庁」発足について記載。 ※こども家庭庁 IP から引用
	さらに、高齢化や核家族化、共働き世帯の増加等を背景に、子どもが家族の 介護や家事を担う「ヤングケアラー」問題が深刻化していることから、2024 (令和6)年には「子ども・若者育成支援推進法」(2010(平成22)年施行) が改正され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラ 一が明記されました。	「ヤングケアラー」について記載。 ※改正子ども・若者育成支援推進法・概要から 引用
高知県は、2013(平成25)年に高知県子ども条例を改正 し、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりを基本理念として、 すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を 目指 しています。	高知県は、2013(平成 25)年に高知県子ども条例を改正 <u>したのち、2025 年(令和7)には、国の「こども大綱」を勘案して、これまで取組を進めてきた各計画を包括的に見直した「高知県こども計画」を策定し、</u> すべての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現を <u>めざ</u> しています。	・表現の変更。 ・「高知県こども計画」の策定について 追記。 ※高知県子育て支援課 IP から引用
本市でも、 子どもの 人権に関し、人権教育を積極的に推進するとともに、いじめや児童虐待 への対応を推進しています。	本市でも、2013(平成25)年に「高知市教育振興基本計画」を策定し、現在、「高知市こども計画(仮称)」の策定に向けて検討を行っており、子どもの人権に関し、人権教育を積極的に推進するとともに、いじめや児童虐待、ヤングケアラー問題等への対応を推進しています。	「高知市教育振興基本計画」及び「高知市こども計画」について追記。 ※第2期高知市教育振興基本計画から引用
(1)課題	(1)課題	
子どもの権利条約が掲げる4つの権利(「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)は、すべての子どもに保障されなければなりませんが、その権利を侵害する行為は後を絶ちません。	子どもの権利条約が掲げる4つの権利(「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)は、すべての子どもに保障されなければなりませんが、その権利を侵害する行為は後を絶ちません。	
特に児童虐待やいじめは、子どもの命や心身の成長、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題です。	特に児童虐待やいじめは、子どもの命や心身の成長、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題です。	

_(追加)

2020(令和2) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、
子どもの人権で特に問題があると思うことについて、「保護者などから虐待(
身体的―心理的―性的)や育児放棄されること」の回答割合が最も高く、次い
で [
間での「いじめ」」となって います (図 10) 。 全国的に、虐待死やいじめを苦に
した自殺事案も後を絶たない状況 であり 、 <u>(追加)</u>
本市 においても (追加)
が求められています。
NAME OF A V O
また、家庭の経済的な困窮 から、学習や進学、
生活習慣の定着などの面でも厳しい状況に置かれている子どもがいることや、
青少年の非行、商業的性的搾取なども、解決しなければならない子ど
もの人権課題です。
(2)取組方針
子ども一人ひとりの安全と健やかな成長を保障するため、子どもの権利を尊
重し社会全体で子どもの成長を見守る意識の醸成を図るとともに、支援を必要
とする 子ども、保護者等 への 支援 に取り組み ます。
① 教育一 啓発の推進
・子どもにも大人同様に人権があり一人ひとりが尊重されるべき存在であると
いう意識の醸成を図ります。
・子ども自身の自尊心と他者への思いやりの心を育む教育を推進します。
(追加)
(追加)

虐待する保護者には、経済不況や少子化・核家族化の影響からの未経験や未 熟さ、世代間連鎖等さまざまな背景がみられ、地域社会からの孤立や人的なサ ポートの希薄さも重要な要因となっています。また、いじめにおいては、子ど ものメールやインターネットを利用する機会が急増したことにより、ネット上 のいじめという新しい形のいじめが深刻化しています。

2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、 子どもの人権で特に問題があると思うことについて、「保護者などから虐待(身体的・心理的・性的)や育児放棄されること」の回答割合が最も高く、次い で「SNSによる誹謗中傷や友人などから仲間はずれにされるなど、子どもの 間での「いじめ」」となって<u>おり</u> (図<u>7</u>)、全国的に、虐待死やいじめを苦に した自殺事案も後を絶たない状況です。また、子どもの人権を守るために、必 要性が高いと思うものについては、「子どもに対する虐待や育児放棄を防止す るための取り組みの強化」の回答割合が最も高く、次いで「学校におけるいじ め問題の防止に対する取り組みの強化」となっています(図8)。

本市としても、虐待が発生しやすい家庭環境にいる子どもやその保護者に対 する支援の充実等、「高知市いじめ防止基本方針」(2018 (平成30) 年改定) に 基づき、複雑化するいじめの早期発見及びいじめの防止について、対策の強化 を図っています。

また、家庭の経済的な困窮、過度な家事、家族の介護等から、学習や進学、 生活習慣の定着等 の面でも厳しい状況に置かれている子どもがいることや、 青少年の非行、性被害、商業的性的搾取等 も、解決しなければならない子ど ┃ 性被害について追記。 もの人権課題です。

(2)取組方針

子ども一人ひとりの安全と健やかな成長を保障するため、子どもの権利を尊 重し社会全体で子どもの成長を見守る意識の醸成を図るとともに、必要 に応じて、子ども、保護者等を 支援し ます。

①人権教育及び人権啓発

- ・子どもにも大人同様に人権があり一人ひとりが尊重されるべき存在であると いう意識の醸成を図ります。
- ・子ども自身の自尊心と他者への思いやりの心を育む教育を推進します。

②人権問題に関する情報の収集及び提供

・子どもの成長及び育児についての相談窓口や交流の場等、子育てに関する情 報を提供します。

虐待及びいじめの概要について記載。

※虐待:厚生労働省子ども虐待対応の手引き

※いじめ:文部科学省 IP から引用

意識調査問8から。

項目の変更ん

意識調査問9から。

虐待及びいじめについて記載。

※厚生労働省子ども虐待対応の手引き第2章か

ヤングケアラーについて追記。

表現の変更。

②相談支援体制の 充実	③人権問題に関する相談及び支援体制の整備	
・学校や関係機関が連携し、子ども一人ひとりの困難に寄り添い支援する体制	・学校や関係機関が連携し、子ども一人ひとりの困難に寄り添い支援する体制	
の整備を図ります。	の整備を図ります。	
・子どもが一人ひとりの健やかな成長と学びを保障するための支援に努めま	・子どもが一人ひとりの健やかな成長と学びを保障するための支援に努めま	
す。	す。	
(追加)	・「要保護児童対策地域協議会」の下、関係機関・団体等と連携し、児童虐待	(旧) 取組方針③から移動
	<u>の予防、早期発見、早期対応に努めます。</u>	
(追加)	・いじめの防止、早期発見及び適切な対応に向け、教育委員会・学校・家庭・	
	地域住民・その他の関係機関との連携の下、総合的な取組を推進します。	(旧) 取組方針③から移動
(追加)	・子どもの見守りや健全育成に関する地域の活動を支援し促進します。 ⑥	
(追加)	・家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスク等の高まりの防止に努めます。	・子育て世帯訪問支援事業を追記。
		・(旧)取組方針③から移動
③子どもの安全を守る取組の強化	_(削除)	
・「要保護児童対策地域協議会」の下、関係機関・団体等と連携し、児童虐待	_(削除)	(新)取組方針③へ移動
の予防、早期発見、早期対応に努めます。		
・いじめの防止、早期発見及び適切な対応に向け、教育委員会・学校・家庭・	_(削除)	(新)取組方針③へ移動
地域住民・その他の関係機関との連携の下、総合的な取組を推進します。		
・子どもの見守りや健全育成に関する地域の活動を支援し促進します。	_(削除)	(新)取組方針③へ移動

旧(基本計画:令和3年3月) 4 高齢者 高齢化と人口減少が進行する中、将来の超高齢社会における暮らしを支える 仕組みを持続可能なものとし、併せて家族関係や雇用環境の変化、地域社会の つながりの希薄化等によってもたらされている社会的孤立といった高齢者の暮らしに関わる課題を解消していくために、「地域共生社会」の構築に向けた取 組が始まっています。 「地域共生社会」は、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあら ゆる住民が役割をもちながら支え合い地域をともに創っていくものです。そこ では、高齢者も単に支えられるだけの存在ではなく、自らの能力を活かしなが ら社会を支える存在として健康でいきいきと暮らすことができることが重要で す。

本市においても、(追加) こ うしたことを踏まえ、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送 ることができる、「自立をめざした支援」を推進しています。(追加)

(1)課題

(追加)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくには、地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、そこに高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。

高齢者にとって、加齢や疾病により運動機能や認知機能が衰えていくことは 避けられないことであっても、そのことをもって権利を侵害されたり地域社会 から疎外されたりすることがあってはなりません。

2020 (令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、高齢者の人権_____で特に問題があると思うことについて、「詐欺や悪質商法による被害____」の回答割合が最も高く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の順となっています(図 12)。

新(次期基本計画:見直し案)

4 高齢者

高齢化と人口減少が進行する中、将来の超高齢社会における暮らしを支える 仕組みを持続可能なものとし、併せて家族関係や雇用環境の変化、地域社会の つながりの希薄化等によってもたらされている社会的孤立といった高齢者の暮 らしに関わる課題を解消していくために、「地域共生社会」の構築に向けた取 組が推進されています。

「地域共生社会」は、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割をもちながら支え合い地域をともに創っていくものです。そこでは、高齢者も単に支えられるだけの存在ではなく、自らの能力を活かしながら社会を支える存在として健康でいきいきと暮らすことができることが重要です。

力が国では、2024(令和6)年に「共生社会の実現を推進するための認知症 基本法」が施行され、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を 十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会の実現にむけ て取り組んでいます。

本市において<u>は、全国に先行する形で人口減少・高齢化が進んでおり、2030</u>(令和12)年には、認知症高齢者は5人に1人となることが予想されます。こうしたことを踏まえ、高齢者が持つ能力を活かしながら、自らが望む生活を送ることができる、「自立をめざした支援」の推進に加え、認知症に関する普及啓発や地域での支援体制づくりにもより一層取り組んでいくこととしています。

(1)課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくには、地域において必要な医療・介護等のケアが十分に受けられると同時に、そこに高齢者が社会的活動と関わる場と機会があることが重要です。

高齢者にとって、加齢や疾病により運動機能や認知機能が衰えていくことは 避けられないことであっても、そのことをもって権利を侵害されたり地域社会 から疎外されたりすることがあってはなりません。

2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、高齢者の人権<u>に関すること</u>で特に問題があると思うことについて、「詐欺や悪質商法による被害<u>を受ける</u>」の回答割合が最も高く、次いで「家族や地域との交流が疎遠がちで孤独な生活を送っている」、「働ける能力を発揮する機会が少ない」の順となっています(図9)。

表現の変更。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行について追記。

備考

「認知症」について追記。

※高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 画はじめにから引用

意識調査問 10 から。 項目の変更。 市民意識調査の項目に合わせ修正。

虐待や特殊詐欺被害、孤独死等の高齢者の生活におけるさまざまな課題の背 虐待や特殊詐欺被害、孤独死等の高齢者の生活におけるさまざまな課題の背 景には、現在の社会において高齢者の人権や尊厳が十分に尊重されていない状 景には、現在の社会において高齢者の人権や尊厳が十分に尊重されていない状 況にあると思われます。 況にあると思われます。 高齢者が本当に暮らしやすいまちづくりを進めるためには、高齢者一人ひと 高齢者が 暮らしやすいまちづくりを進めるためには、高齢者一人ひと 文脈整理のため削除。 りが尊重され、能力に応じて社会と関わっていけることが必要です。 りが尊重され、能力に応じて社会と関わっていけることが必要です。 (2)取組方針 (2)取組方針 高齢者が生きがいを持って(追加) 高齢者が生きがいを持ち、認知症や重度の要介護状態等になっても、本人の 認知症等について追記。 生活することができる社 意思が尊重され、人生の最期まで自分らしく安心して生活することができる社 ※高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計 会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組みま 会の実現をめざし、高齢者の人権擁護と包括的なサービスの提供に取り組みま 画はじめにから引用 す。 教育・ 啓発の推進 ①人権教育及び人権啓発 ・人権に関する教育・啓発活動を通じ高齢者の尊厳を守る意識の醸成を図ります。 ・人権に関する教育・啓発活動を通じ高齢者の尊厳を守る意識の醸成を図ります。 (追加) ・高齢者自身が、支えられる側だけでなく支え手としても活躍し、生きがいを もって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。 (旧) 取組方針③から移動 ②人権問題に関する情報の収集及び提供 (追加) ・認知症等に関する正しい知識と支援に関する情報について、広く周知を図り (追加) 認知症に関する情報の周知について追記。 ます。 ③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 相談・ 支援体制の充実 ・介護等を必要とする高齢者やその家族等が生活について相談できる窓口を充 ・介護等を必要とする高齢者やその家族等が生活について相談できる窓口を充 実させます。 実させます。 ・高齢者が抱える複合的な問題の解決を関係機関や地域住民との協働による支 ・高齢者が抱える複合的な問題の解決を関係機関や地域住民との協働による支 援を行うための体制整備を促進します。 援を行うための体制整備を促進します。 ・地域ぐるみで支え合う体制づくりを図ります。 (追加) (旧) 取組方針③から移動 ・高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。 (油加) (旧) 取組方針③から移動 ③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり (削除) (新) 取組方針④へ移動 ・地域ぐるみで支え合う体制づくりを図ります。 (削除) (新)取組方針③へ移動 ・高齢者の安全で安心な生活を支えるための諸施策を推進します。 (削除) (新)取組方針④へ移動 → 高齢者自身が支えられる側だけでなく支え手としても活躍し生きがいをもっ (削除) (新) 取組方針①へ移動 て生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。 - 高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用の支援に努めます。 (削除) (新)取組方針③へ移動 (追加) ④高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり (旧)取組方針③から移動 (追加) ・高齢者の安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー化等の諸施策を推進 (旧) 取組方針③から移動 します。

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
5 障がいのある人	5 障がいのある人	
1981 (昭和 56) 年の「国際障害者年」においては、「完全参加と平等」というテーマを かかげ 、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階で持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの人が自分らしく生活できることを 目指 すリハビリテーションの理念と、地域や社会において障がいのある人も障がいのない人も同じように共に生きる社会を 目指 すノーマライゼーションの理念の浸透を図り、障がいのある人の社会参加を促す取組が進められました。	1981 (昭和 56) 年の「国際障害者年」においては、「完全参加と平等」というテーマを <u>掲げ</u> 、障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、ライフステージのすべての段階で持てる能力を最大限に発揮し、それぞれの人が自分らしく生活できることを <u>めざ</u> すリハビリテーションの理念と、地域や社会において障がいのある人も障がいのない人も同じように共に生きる社会を <u>めざ</u> すノーマライゼーションの理念の浸透を図り、障がいのある人の社会参加を促す取組が進められました。	
また、2006(平成 18)年に国連で採択された障害者権利条約は、障がい者の 尊厳と権利の保障を目的として、人権の観点から作られた条約であり、障がいは 個人ではなく社会にあるという考え方の下、障がいに基づく差別の禁止や包摂 性のある社会づくりをめざすこと等を原則としています。	また、2006(平成 18)年に国連で採択された障害者権利条約は、障がい者の 尊厳と権利の保障を目的として、人権の観点から作られた条約であり、障がいは 個人ではなく社会にあるという考え方の下、障がいに基づく差別の禁止や包摂 性のある社会づくりをめざすこと等を原則としています。	
わが国においても、2011(平成23)年の障害者基本法の改正以降、2012 (平成24)年の_障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律(「障害者虐待防止法」)_施行、2013(平成25)年の「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律」(「「障害者総合支援法」)」の施行 等、障害者施策に関する法整備が進められてきました。 さらに、2016(平成 28)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別 解消法)_が施行され、市や事業者 など に 合理的配慮の提供が 求められることになりました。	わが国においても、2011(平成23)年の障害者基本法の改正以降、2012 (平成24)年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律(」障害者虐待防止法」)」施行、2013(平成25)年の「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法」)」の施行 等、障害者施策に関する法整備が進められてきました。2016(平成 28)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別 解消法)」が施行され、市や事業者等に障がいのある人からの求めに応じた 合理的配慮の提供が定められ、さらに、同法の改正(2024(令和6)年施行) により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されまし た。	表記の統一。 文脈の整理。 事業者における合理的配慮の提供の法 的義務化について追記。
	高知県では、2024(令和6)年に障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」の施行、また、「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例(高知県手話言語条例)」も施行され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての県民が安心して豊かに暮らせる共生社会の実現に向けて取組を進めています。	高知県「障害のある人も〜高知県づくり 条例」について追記。 「高知県手話言語条例」について追記。
本市では、(追加) 「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」」に基づき、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として 様々な活動に広く参加していくことができるよう 、総合的な取組を推進しています。	本市においても、2016 年に、「高知市手話言語条例」を施行し、手話は言語であるとの認識の下、手話を使いやすい環境づくりに取り組むとともに、「高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(令和6~8年度)」に基づき、全ての人が共生できる地域社会の実現をめざし、障がいの種別や年齢にかかわらず、障がいのある人の夢や希望の実現に向けて、必要な支援を受けながら、地域社会の一員として 包容される社会が実現されるよう、総合的な取組を推進しています。	祉計画」「はじめに」を参考 表現の変更。※「高知市障害者計画・障害福

また、その一環として、2016 (平成28) 年には、「高知市手託言語条例」を 施行し、手話は言語であるとの認識の下、手話を使いやすい環境づくりに取り 組んでいます。

(1)課題

「障がいのある人」に障がいが生じる時や場所、状況は、様々であり、一人ひ とり異なります。そのため、障がいのある人がその能力を発揮しながら自分らし い生活をし、障がいのない人と共に生きる社会を実現するには、まず、全ての市 民がお互いに一人ひとりの個性や人格を尊重し、それぞれの能力を活かしなが ら支え合っていくことが必要です。

2020 (令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、障 がいのある人の人権 で特に問題があると思うことについて、「障が い に対する理解が不十分であるために適切な配慮がされない」 の回答割合が最も高く、次いで「隨がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされ ないために、社会参加しづらい」、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取さ $\frac{ha}{ha}$ の順となっています (図 $\frac{14}{a}$)。

2016 (平成 28) 年に障害者差別解消法が施行され、障がいのある人への差別 禁止や合理的配慮の提供が求められるようになりましたが、現実には、障がい に対する偏見の解消や合理的配慮の普及は十分ではないため、理解促 進に向けた取組が必要です。

SDGsを達成するための具体的施策においても、ハード面でのバリアフリ 一化と共に、「心のバリアフリー」を推進することが求められており、一人ひと りの障がいの特性等について正しく理解し、適切かつ合理的な配慮を行いなが ら支援をしていく必要があります。

(2)取組方針

障がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの 特性を知り合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいの ある人が抱える困難を取り除き社会参加を支援していきます。

教育 - 啓発の推進

(追加) (追加)

人権教育・啓発活動を推進します。

(1)課題

(削除)

「障がいのある人」に障害 が生じる時や場所、状況は、様々であり、一人ひ | 表現の変更。 とり異なります。そのため、障がいのある人がその能力を発揮しながら自分らし い生活をし、障がいのない人と共に生きる社会を実現するには、まず、全ての市 民がお互いに一人ひとりの個性や人格を尊重し、それぞれの能力を活かしなが ら支え合っていくことが必要です。

2024(令和6)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、障 │ 意識調査問 12 から。 がいのある人の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「障が一 い・障がいのある人に対する理解が不十分であるために適切な配慮がされない」 の回答割合が最も高く、次いで「障がいの内容、程度に応じた適切な配慮がされ ないために、社会参加しづらい」、「道路の段差や建物の階段など、外出先で不便 や支障がある」の順となっています (図 10)。

(削除)

瞳がい

のある人に対する偏見の解消や合理的配慮の普及は十分ではないため、理解促 進に向けた取組が必要です。

SDGsを達成するための具体的施策においても、ハード面でのバリアフリ 一化と共に、「心のバリアフリー」を推進することが求められており、一人ひと りの障がいの特性等について正しく理解し、適切かつ合理的な配慮を行いなが ら支援をしていく必要があります。

(2)取組方針

瞳がいのある人への偏見や差別の解消に向けて、市民一人ひとりが、障がいの 特性を知り合理的配慮について正しく理解することを促すとともに、障がいの ある人が抱える困難を取り除き、社会参加を支援していきます。

①人権教育及び人権啓発

・障がいや障がいのある人に対する正しい理解や、合理的配慮の提供等に関す る 教育・啓発活動を推進します。

合理的配慮の提供について追記。

②人権問題に関する情報の収集及び提供

・障がいのある人の人権に関する相談窓口の周知に努めます

(旧)取組方針②から一部移動

33

項目の変更。

調査結果の変更。

前文3段落目で記載済みのため削除。

時系列整理のため、第5段落へ移動。

②	③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ・ 関係機関と連携し、 関係機関と連携し、 障がいのある人の立場に立った相談・支援に取り組みます。 (削除) ・ 障がいがあることによって発生するさまざまな課題や権利侵害を防ぎ、可能 な限り自立した生活が送れるよう支援します。	(新)取組方針②へ一部移動 (新)取組方針④へ移動 (旧)取組方針③から移動
 ●障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり ・	 ④障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり ・関係機関との連携の下、障がいのある人が安全で安心な生活を支えるためのバリアフリー化等の諸施策を推進します。 ・障がいのある人が生きがいをもって生活できるよう、就労や社会活動への参加を支援します。 (削除) ・障がいのある人のとりの特性を理解し、障がいのある人が働き続けられ 	表現の変更。 表現の変更。 (新)取組方針③へ移動 (旧)取組方針②から移動
	<u>る環境づくりを支援します。</u>	

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
6 外国人 今日、日本を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、外国人と共に働くことも珍しくありません。 その一方で、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題や、外国人の就労に関わる差別をはじめ、様々な人権問題が存在しており、特に、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)が社会問題化し、2016(平成28)年には、	6 外国人 今日、日本を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、外国人と共に働くことも珍しくありません。 その一方で、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題や、外国人の就労に関わる差別をはじめ、様々な人権問題が存在しており、特に、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)が社会問題化し、2016(平成28)年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されるに至っています。	ヘイトスピーチ解消法を正式名称で記 載。
外国人住民の増加に伴い、国籍や民族 など の異なる人々がお互いの文化や価値観の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする、多文化共生の取組が重要になっています。 高知県では、(公財)高知県国際交流協会を中心に、日本語講座や国際交流のイベントの開催等を通じて相互理解の促進を図るとともに、外国人住民が安心して暮らすことができるよう、2019 (令和元)年に「高知県外国人生活相談センター」を開所し、生活等に関する相談事業を実施しています。(追加)	外国人住民の増加に伴い、国籍や民族 <u>等</u> の異なる人々がお互いの文化や価値観の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする、多文化共生の取組が重要になっています。 高知県では、(公財)高知県国際交流協会を中心に、日本語講座や国際交流のイベントの開催等を通じて相互理解の促進を図るとともに、外国人住民が安心して暮らすことができるよう、2019(令和元)年に「高知県外国人生活相談センター」が開所され、生活等に関する相談事業を実施しています。また、「第2期高知県外国人材受入・活躍推進プラン」(令和6~9年度)が策定され、「外国人材から選ばれる高知県」になることをめざし、外国人材の受け入れや定着を促進しています。	「第2期高知県外国人材受入・活躍推 進プラン」について追記。
本市 でも、 (追加) が妹・友好都市との親善交流や、国際交流員として招致している外国青年活動を中心として、市民の諸外国への関心を高め、異文化への理解を深める取組を進めています。	本市の外国人住民数は、2024(令和6)年度末に 2,393 人となっており、増加傾向にあります。このような現状を踏まえ、外国人労働者の受入れや多文化共生の推進について、具体的な課題や必要施策についての研究・検討が必要であるという認識のもと、姉妹・友好都市との親善交流や、国際交流員として招致している外国青年活動を中心として、市民の諸外国への関心を高め、異文化への理解を深める取組等を進めています。	本市の在住外国人人口について追記。 多文化共生に対する市の考えを追記。
(1)課題 今日、異なる民族や文化的背景をもつ人々が、同じ地域の住民として共に暮らすことは、当たり前になってきて <u>(追加)</u> います。	(1)課題 今日、異なる民族や文化的背景をもつ人々が、同じ地域の住民として共に暮らすことは、当たり前になってきて <u>おり、産業における担い手不足や人口減少対策において、「外国人労働者の受入促進」と「多文化共生の推進」は、本市においても重要な課題となって</u> います。	

2020 (令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、外 国人の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「外国の生活習 慣や文化などへの理解不足や偏見がある」の回答割合が最も高く、次いで「保 健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができな いし、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取される」 の順とな っています(図16)。

外国人を含むすべての人の人権を守り、安全・安心な暮らしを保障するために は、互いを人として尊重し合い、日常生活のあらゆる場面において、多文化共生 の視点での工夫や配慮を施していくことが求められます。

また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁によ って外国人を孤立させることがないようにしていく必要があります。

(2)取組方針

外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解 し、尊重する意識の醸成を図ります。

教育・ 啓発の推進

- ・市民一人一人 が文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのない よう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。
- ・姉妹・友好都市との相互交流等を通じて文化の多様性への関心や理解を深め ます。

(追加) (追加) (追加)

相談- 支援体制の充実

・外国人の人権や、日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとに ついて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連 携を図り相談機能の強化を図ります。

(追加)

(追加)

3外国人への配慮等

- ・日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語の情報発信に努めます。
- →帰国・外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援しま
- 外国にルーツを持つ子どもや保護者への支援の充実を図ります。

2024(令和6)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、外 | 意識調査問 14 から。 国人の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「外国の生活習 慣や文化などへの理解不足や偏見がある」の回答割合が最も高く、次いで「就 職・職場で不当な扱いを受ける(例:技能実習生問題など)」、「保健・医療・防 災・教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができない」の順とな っています(図11)。

外国人を含むすべての人の人権を守り、安全・安心な暮らしを保障するために は、互いを人として尊重し合い、日常生活のあらゆる場面において、多文化共生 の視点での工夫や配慮を施していくことが求められます。

また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁によ って外国人を孤立させることがないようにしていく必要があります。

(2)取組方針

外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解 し、尊重する意識の醸成を図ります。

①人権教育及び人権啓発

- ・市民一人ひとりが文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのない よう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。
- ・姉妹・友好都市との相互交流等を通じて文化の多様性への関心や理解を深め ます。

②人権問題に関する情報の収集及び提供

- ・日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語での情報発信に努めます。
- ・多文化共生の視点からの施策の研究・検討を行います。

③人権問題に関する相談及び支援体制の整備

- ・外国人の人権や、日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとに ついて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連 携を図り相談機能の強化を図ります。
- ・帰国・外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援しま
- ・外国にルーツを持つ子どもや保護者への支援に努めます。

(削除) (削除)

(削除)

(削除)

調査結果の変更。

表記の統一。

(旧)取組方針③から移動

外国人労働者の職場への定着促進及び 生活支援施策の研究・検討について追記

(旧)取組方針③から移動

(旧)取組方針③から移動

(新)取組方針②へ移動

(新)取組方針③へ移動

(新)取組方針(3)へ移動

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
7 感染症患者等	7 感染症患者等	
わが国における「らい予防法」によるハンセン病患者の長期間にわたる隔離 政策と、病気に関する誤った認識等に起因する偏見と差別は、患者や家族に多 大な苦痛と苦難を与えてきました。2019(令和元)年の「ハンセン病元患者家 族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患 者家族には補償金が支払われることになりましたが、今も尚_、ハンセン病療 養所の退所者の中には、施設外での医療・介護態勢やこれまでの偏見、差別へ の不安から療養所に戻る方も少なくないという現実があります。	わが国における「らい予防法」によるハンセン病患者の長期間にわたる隔離 政策と、病気に関する誤った認識等に起因する偏見と差別は、患者や家族に多 大な苦痛と苦難を与えてきました。2019(令和元)年の「ハンセン病元患者家 族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患 者家族には補償金が支払われることになりましたが、今も <u>なお</u> 、ハンセン病療 養所の退所者の中には、施設外での医療・介護態勢やこれまでの偏見、差別へ の不安から療養所に戻る方も少なくないという現実があります。	文言の修正。
私たちは今日も、様々な感染症のリスクに晒されており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落としいれ、患者やその関係者、医療従事者等に対する不当な扱いを生じさせることがあります。	私たちは今日も、様々な感染症のリスクに晒されており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落としいれ、患者やその関係者、医療従事者等に対する不当な扱いを生じさせることがあります。	
実際、2020(令和2)年の、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染 された方 をはじめ、その家族、治療に当た られ ている医療機関関係者 など の関係者に対して不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせが問題になりました。	実際、2020(令和2)年の、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染 <u>患者</u> をはじめ、その家族、治療に当 <u>たって</u> いる医療機関関係者 <u>等</u> の関係者に対して、不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせが問題になりました。	表記の統一及び表現の変更。
	2021(令和3)年には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により、感染患者や医療従事者、その家族等の人権が尊重され、差別的取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられ、感染症に関する知識の普及や、偏見や差別の防止に向けた情報発信が求められています。	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」 の改正により、新たに差別を防止するため の規定が設けられたことを追記。 ※人権教育・啓発に関する基本計画を参考(p43 ~47)
(1)課題	(1)課題	
1999(平成 11)年施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と記されています。	1999(平成 11)年施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と記されています。	
誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させることで、感染患者やその周りの人々に対する不必要な強制やプライバシーの侵害、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、それらは、結果的に、検査や治療から人々を遠ざけ、かえって感染拡大をもたらしてしまう恐れがあります。	誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させることで、感染患者やその周りの人々に対する不必要な強制やプライバシーの侵害、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、それらは、結果的に、検査や治療から人々を遠ざけ、かえって感染拡大をもたらしてしまう恐れがあります。	

2020 (令和2) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、感	<u>2024(令和6)</u> 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、感	意識調査問16から。
染症患者等の人権に関することで特に問題があると思うことについて、 「悪意の	染症患者等の人権に関することで特に問題があると思うことについて、 <u>「感染</u>	調査結果の変更。
ある噂を流されたり差別的な言動をされる」 の回答割合が最も	者・医療従事者及びその家族などが差別や偏見にさらされる」の回答割合が最も	
高く、次いで「罹患したことにより、本人や家族などのプライバシーが侵害され	高く、次いで「インターネットやSNSで誹謗中傷やデマを書き込まれる」、「感	
る」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」 の順となっていま	<u>染者が出た施設、学校、会社などが差別や偏見にさらされる」</u> の順となっていま	
す (図 18)。	す (図 <u>12</u>)。	
感染症への対応においては、医学的・疫学的見地からの正確な情報を迅速かつ		感染症の啓発について追記。
適切に提供することが大切で あり、 (追加)	適切に提供することが大切です。また、感染症に関する正確な知識の普及啓発を	※人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)
すべての人がお互いを思いやりながら行動することが求められます。	行い、すべての人がお互いを思いやりながら行動することが求められます。	考 (P44)
市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にする	市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にする	
ためにも、患者等への人権に配慮した対応に努め、市民への正しい知識の普及啓	ためにも、患者等への人権に配慮した対応に努め、市民への正しい知識の普及啓	
発を推進していく必要があります。	発を推進していく必要があります。	
(2)取組方針	(2)取組方針	
(2) 权利力 近	(2) 收租力扩	
 感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わさ	 感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わさ	
れたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認	れたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認	
識の普及に努めます。	識の普及に努めます。	
また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解	また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解	
を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進してい	を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進してい	
きます。	きます。	
①教育	① <u>人権</u> 教育 <u>及び人権</u> 啓発 ・感染症等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進しま	
確な情報の収集・分析および提供に努めます。	で、 で	(新)取組方針②へ一部移動
電 な 間	9 0	(A) LAVIED OF THE CHANGES AND
(追加)	②人権問題に関する情報の収集及び提供	
(追加)	・感染症に関する正確な情報の収集・分析及び提供に努めます。	
(追加)	・感染症や感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努めます。	(旧)取組方針①から一部移動
		(旧)取組方針②から一部移動
②相談一支援体制の 充実	③人権問題に関する相談 <u>及び</u> 支援体制の <u>整備</u>	
・ 感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努め、 関係機関と連携し	・関係機関と連携し <u>、</u>	
相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。	相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。 10	
	・ <u>感染症患者等のプライバシーに配慮し、安心して受けることができる医療・</u> 検査体制の充実を図ります。	(旧)取組方針③から一部移動 感染症患者等の人権の擁護を目的とし
		感染症患者等の人権の擁護を目的とし た記載に変更。
 ②医療・検査体制の充実	(削除)	/- 叫戦に久文。
- <u>感染症の予防、感染拡大の防止に資するため、医療・検査体制の充実を図ります。</u>	(削除)	(新)取組方針③へ一部移動
一感染症患者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。	(削除)	(新)取組方針③へ一部移動
	1	

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
8 性的指向・性自認	8 性的指向・性自認	
性のあり方は、主に、「からだの性(身体的な性)」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「表現する性」の4つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。	性のあり方は、主に、「からだの性(身体的な性)」、「こころの性(性自認)」、「好きになる性(性的指向)」、「表現する性」の4つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。	
性のあり方に関しては、『LGBT』ということばが、少数派の人々(性的マイノリティ)を総称することばとして使われていますが、最近では、性は多様であり、誰もが皆一人ひとり異なる自分の性を生きているという考え方に基づき、『SOGI(性的指向・性自認)』を用いることが増えてきました。	性のあり方に関しては、『LGBT <u>Q+</u> 』ということばが、少数派の人々(性的マイノリティ)を総称することばとして使われていますが、最近では、性は多様であり、誰もが皆一人ひとり異なる自分の性を生きているという考え方に基づき、『SOGI(性的指向・性自認)』を用いることが増えてきました。	表現の変更。
近年、同性パートナーシップを公的に認めたり、企業においてもSOGIに配慮した社内制度を設けたりするなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。	<u>わが国では、</u> 近年、同性パートナーシップを公的に認めたり、企業においてもSOGIに配慮した社内制度を設けたりするなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。	文脈整理のため追加。
	2023(令和5)年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状から、性的マイノリティの人々が直面する困難や差別を解消し、包括的な共生社会の実現をめざしています。	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行について追記。
本市においても、2020(令和2)年 11 月、性的指向・性自認を理由とする あらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現 するため、「高知市にじいろのまち宣言~多様な性を認め合うまちへ~」を行 い、同年 12 月「にじいろのまち・職員ハンドブック~性的指向・性自認(S OGI)について理解し、行動する~」の策定、令和3年2月「高知市パート ナーシップ登録制度」の導入等、さまざまな取組を推進しています。	本市においても、2020(令和2)年11月、性的指向・性自認を理由とする あらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現 するため、「高知市にじいろのまち宣言~多様な性を認め合うまちへ~」を行 い、同年12月「にじいろのまち・職員ハンドブック~性的指向・性自認(S OGI)について理解し、行動する~」の策定、令和3年2月「高知市パート ナーシップ登録制度」の導入等、さまざまな取組を推進しています。	
(1)課題	(1)課題	
性的マイノリティの人口比率は、3~10%と推定されていますが、自らカミングアウトしなければ周囲から認識されません。また、偏見、差別 など を恐れて打ち明けられない人もいます。	性的マイノリティの人口比率は、3~10%と推定されていますが、自らカミングアウトしなければ周囲から認識されません。また、偏見、差別 <u>等</u> を恐れて打ち明けられない人もいます。	

また、そうした「見えにくいマイノリティ」であるが故に、人知れず、学校や職場、地域社会等の生活のあらゆる場面において、さまざまな悩みや困難を抱えている人が多く存在しており、多様な性のあり方に対する無理解や誤解からくる、差別的言動やからかいも横行するなどしています。また、興味本位に、他人のセクシュアリティ(性のあり方)を本人の許可無く公開する(アウティング)などのプライバシー侵害行為も問題となっています。

2020 (令和2) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、LGBT等___の性的少数者の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答割合が最も高く、次いで「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備(トイレ、更衣室__ 等)が整っていない」、「相談できる相手が少ない」

の結果となっており(図20)、(追加)

(2)取組方針

性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり 方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決 に取り組みます。

① 教育一 啓発の推進

- ・市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図 ります。
- ・「にじいろのまち・職員ハンドブック」を活用し、職員の意識啓発と適切な 対応の推進に取り組みます。
- ・多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員 に対し研修の実施や情報提供を推進します。

(追加)

______そうした「見えにくいマイノリティ」であるが故に、人知れず、学校や職場、地域社会等の生活のあらゆる場面において、さまざまな悩みや困難を抱えている人が多く存在しており、多様な性のあり方に対する無理解や誤解からくる、差別的言動やからかいも横行するなどしています。また、興味本位に、他人のセクシュアリティ(性のあり方)を本人の許可無く公開する(アウティング)などのプライバシー侵害行為も問題となっています。

2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、LGBTQ+等の性的少数者の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答割合が最も高く、次いで「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備(トイレ、更衣室など)が整っていない」、「行政や民間サービスにおいて、同性パートナーが家族と同等の扱いを受けることができない場合がある(住宅・医療・保険など)」の結果となっており(図13)、また、LGBTQ+などの性的少数者の人権を守るために必要性が高いと思うことについては、「学校教育の中で、性的指向・性自認についての教育の充実や配慮を行う」の回答割合が最も高くなっています(図14)。一人ひとりが尊重され安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、多様な性のあり方についての理解や制度の周知を広めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し解消していく取組が必要です。

(2)取組方針

性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり 方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決 に取り組みます。

①人権教育及び人権啓発

- ・市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図 ります。
- ・「にじいろのまち・職員ハンドブック」を活用し、職員の意識啓発と適切な 対応の推進に取り組みます。
- ・多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員 に対し研修の実施や情報提供を推進します。

②人権問題に関する情報の収集及び提供

・パートナーシップ制度の周知や、性的マイノリティのニーズの把握に努める など、社会的理解を促進し、多様な性のあり方を尊重する取組を推進しま す。 意識調査問18から。

調査の変更。

意識調査問20から。

意識調査の結果によると、パートナーシップ制度の認知度が低かったため追記。

ファミリーシップ制度やLGBTフレンドリー企業制度 等の新たな動きが生じているため追記。

(旧) 取組方針③から移動

② 相談・ 支援体制の充実 ・性的指向・性自認について、専門窓口を設置し、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。 ・性的指向や性自認に関する子どもたちの悩みに適切に対応していきます。 ③社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取組の推進 ・パートナーシップ制度の導入等、社会的理解を促進し、多様な性のあり方を 尊重する取組を推進します。	③人権問題に関する相談及び支援体制の整備	(新) 取組方針②へ移動

旧(基本計画:令和3年3月) 新(次期基本計画:見直し案) 備考 9 職場の人権 働くことは、人の人生や社会生活において大きなウエイトを占めており、人間らしく働くことができなければ、健康で豊かな生活も望めません。 間らしく働くことができなければ、健康で豊かな生活も望めません。

わが国においては、長時間労働や過重労働、過労死、職場におけるハラスメント、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差など、働く人々をとりまくさまざまな問題があります。

国では、2014(平成 26)年に「過労死等防止対策推進法」を施行、また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革関連法)_を 平成 31 (2019)年4月から順次施行し、そのなかで、長時間労働の是正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消のための措置、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策の事業主への義務付け、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントに係る防止対策の強化が図られてきました。(追加)

(1)課題

長時間労働、さまざまなハラスメント、非正規雇用などの賃金格差、男女間の不均等待遇などの問題だけでなく、生産性の向上や人材の確保といった経営上の視点からも、多様な人材がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境を整えていく取組が求められています。

2020 (令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、 (追加)

職場に関

することで、人権上特に問題があると思うことについて、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と育児や介護などの家庭生活との両立が難しい」

_____、「非正規雇用と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」の順となっており(図 22)、また、働く人のライフステージやライフスタイル、年齢や障がいの有無、家庭の状況等といったことに配慮した柔軟な働き方を可能にする取組も必要になっています。

わが国においては、長時間労働や過重労働、過労死、職場におけるハラスメント、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差<u>等</u>、働く人々をとりまくさまざまな問題があります。

国では、2014(平成 26)年に「過労死等防止対策推進法」を施行、また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律__(働き方改革関連法)」を2019(平成 31)年4月から順次施行し、その中で、長時間労働の是正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消のための措置、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策の事業主への義務付け、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントに係る防止対策の強化が図られ、2020(令和 2)年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」を策定し、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマー・ハラスメント)に関する対策の強化も図っています。

(1)課題

長時間労働、さまざまなハラスメント、非正規雇用<u>等</u>の賃金格差、男女間の不均等待遇<u>等</u>の問題だけでなく、生産性の向上や人材の確保といった経営上の視点からも、多様な人材がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境を整えていく取組が求められています。

2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、人権が侵害されたと思った内容について、「職場における人権侵害」の回答割合が最も高くなっており(図 15)、働く人々の人権を守り、安心して働くことができる環境づくりを推進する取組が必要です。また、職場における人権に関することで 特に問題があると思うことについて、「仕事と育児や介護などの家庭生活との両立が難しい」 の回答割合が最も高く、次いで「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」、「非正規雇用と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」の順となっており(図 16)、 働く人のライフステージやライフスタイル、年齢や障がいの有無、家庭の状況等といったことに配慮した柔軟な働き方を可能にする取組も必要になっています。

表記の統一。

「カスタマーハラスメント」について 追記。

※カスタマーハラスメント企業マニュアル(厚 労省作成)はじめにから引用

意識調査問4-1から。

意識調査問22から。 調査結果の変更。

(2)取組方針	(2)取組方針	
すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事(ディーセントワーク)に従事することができ る (追加) 社会づくりをめざし、職場 の 人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。	すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事(ディーセントワーク)に従事することができ <u>、仕事と生活の調和(ワークライフバランス)が実現した</u> 社会づくりをめざし、職場 <u>における</u> 人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。	ワークライフバランスについて追記。
①研修・	①人権教育及び人権啓発 ・事業者等を対象とした人権研修会、啓発資料や情報提供等、啓発を推進します。 ・事業者等の自主的・主体的な人権教育等に関する活動を支援します。 ・事業者に対して、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、長時間労働防止のための啓発を行います。	(旧) 取組方針③から一部移動
(追加) (追加) (追加)	②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・事業者に対して、労働基準法等の関係法令の周知・浸透を図ります。 ・働く人一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。	(旧) 取組方針③から一部移動
②相談一支援体制の充実 ・職場における人権侵害等に関する相談に関係機関と連携して対応するととも に、働く人の権利擁護の立場での支援に努めます。	③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ・職場における人権侵害等に関する相談に関係機関と連携して対応するととも に、働く人の権利擁護の立場での支援に努めます。	
②安心して働くことができる職場環境づくり ・事業者に対して、労働基準法等の関係法令の周知・浸透を図り、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護・治療等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや長時間労働防止のための啓発を行うことにより、働く人一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。	④安心して働くことができる職場環境づくり ・事業者に対して、	(新)取組方針①に移動 (新)取組方針①及び②に移動
(追加) (追加)	・事業者のモデルになるように、職員のワークライフバランスの推進に努めます。 ・公共調達において、人権擁護活動推進事業所等に対して優先調達を行います。 す。	行政が率先して取組を行うことの重要性から追記。 公共調達における人権擁護活動推進事業所を評価・優遇するための取組を追記。

旧(基本計画:令和3年3月) 新(次期基本計画:見直し案) 備考 10 犯罪被害者等 10 犯罪被害者等 犯罪被害者とその家族にとって、加害者による直接的な権利侵害だけではな 犯罪被害者とその家族にとって、加害者による直接的な権利侵害だけではな く、収入の途絶や医療費や弁護士費用などの経済的負担、捜査や裁判などでの く、収入の途絶や医療費や弁護士費用等 の経済的負担、捜査や裁判等 での 文言の統一。 精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道やいわれのないうわさや中傷 精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道、いわれのないうわさや中傷、イン 横断的課題であるネット書き込みにつ によるプライバシーの侵害等の二次的な被害も深刻 ターネットへの書き込み等によるプライバシーの侵害等の二次的な被害も深刻 いて追記。 な問題です。 な問題です。 国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計 国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計 画的に実施していくため、2005(平成17)年に「犯罪被害者等基本法」を施行 画的に実施していくため、2005 (平成17) 年に「犯罪被害者等基本法」を施行 し、その翌年に作成した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて具体的な支援の し、その翌年に作成した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて具体的な支援の 取組を行っています。 取組を行っています。 また、高知県においても、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減 また、高知県においても、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減 並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、2020(令和2)年4 並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、2020(令和2)年4 月に「高知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。 月に「高知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。 本市においても、総合的対応窓口において相談を受け、高知県警察やこうち 本市においても、総合的対応窓口において相談を受け、高知県警察やこうち 被災者支援センターなどの専門的窓口との連携の下、具体的な支援につなげて 被害者支援センター等の専門的窓口との連携の下、具体的な支援につなげて います。(追加) きました。2026 (令和8) 年4月には「高知市犯罪被害者等支援条例(仮 市条例制定検討中により追記。 称)」を制定し、犯罪被害者等へのさらなる支援の充実と体制の整備を図って ※くらし・交通安全課と要協議。 いきます。 (1)課題 (1)課題 私たち誰もが犯罪の被害者等になる可能性があります。 私たち誰もが犯罪の被害者等になる可能性があります。 犯罪被害者等に対する支援制度の整備が進む一方で、被害者や家族等が興味 犯罪被害者等が、(削除) 前文1段落目で記載済みのため削除。 本位のうわさや心ない中傷などにより、名誉を傷つけられたり生活の平穏を脅 名誉を傷つけられたり生活の平穏を脅 かされたりするといった問題が生じており、こうした二次被害を生じさせない かされたりするといった 二次被害を生じさせない 表現の変更。 ことが大切です。 ことが大切です。 2020 (今和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、 2024 (令和6) 年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、 意識調査問24から。 犯罪被害者等の人権に関することで一特に問題があると思うことについて、 犯罪被害者等の人権に関することで 特に問題があると思うことについて、 「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害がある」の回答割 「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られない」の回答割 調査結果の変更。 合が最も高くなっており(図24)、市民一人一人が、犯罪被害者とその家族等 合が最も高く<u>、次いで、「犯罪</u>による精神的・経済的負担が大きい」、「過剰な が置かれている状況を思いやり、当事者の名誉やプライバシーに配慮すること 取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害がある」の順となっていま の重要性を理解する必要があります。 す (図17)。

また、市民の意識調査結果によると、「警察に相談しても必ずしも期待どお	(削除)	(新)3段落目で記載したため削除。
サの結果が得られない」、「犯罪による精神的・経済的負担が大きい」ことが特 に問題だとする回答割合も高く(図 24)、犯罪被害者等の回復・軽減を図り、 元の生活を取り戻すために <u>(追加)</u> <u>必要な</u> 支援の充実が求められています。 (2)取組方針	型罪被害者等の回復・軽減を図り、 元の生活を取り戻すために <u>も、被害後からのさまざまな費用の負担軽減や、相 談窓口の周知等の</u> 支援の充実が求められています。 (2)取組方針	被害者支援の課題について追記。 ※ワンストップサービス体制の手引き(警察庁発 出)等を参考
犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を 行うとともに、 警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。	犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を <u>推進します。</u> (3) また、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、庁内支援体制の整備を行い、警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。	庁内支援体制整備について追記。
①教育一	① <u>人権</u> 教育 <u>及び人権</u> 啓発 ・犯罪被害者等の人権擁護にかかる問題についての理解を深める啓発を推進します。 ・職員に対し、犯罪被害者等の支援に関する理解促進のための研修を推進します。	市条例制定検討に伴う職員への教育・啓 発を追記。
(追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (追加) (企) (申載 (本制の元実) (・ 一総合的相談窓口_において相談に対応するとともに、関係機関との連携の下、適切な」 支援の実施に努めます。 (犯罪被害者等を保護・支援していくため、被害を受けた直後から、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。	②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・「総合的対応窓口」の周知に努めます。 ③人権問題に関する相談及び支援体制の整備 ・「総合的対応窓口」において相談に対応するとともに、専門の相談支援員の配置等による犯罪被害者等に寄り添った伴走支援体制の充実を図ります。 ・犯罪被害者等を保護・支援していくため、被害を受けた直後から、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。	相談支援員の配置について追記し、市 が行う体制充実について記載。
 ③犯罪被害者等の権利利益の保護 ─犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。 (追加) 		(新)第3章-2 ウヘ移動 全ての人権に関わる事項のため削除。
	・犯罪被害者及びその家族、遺族に対する支援活動を行う関係機関を支援しま す。	(旧)取組方針に記載していなかったため追加。

旧(基本計画:令和3年3月) 新(次期基本計画:見直し案) 備考 12 災害と人権 11 災害と人権 東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする人々 東日本大震災では、避難生活の中 で、特別な支援や配慮を必要とする人々 (要配慮者)への配慮が行き届いていない状況や、女性のDVや性犯罪 被害 (要配慮者) への配慮が行き届いていない状況や、女性へのDVや性犯罪被害 が問題になりました。 が問題になりました。 こうしたことから国 は、2005 (平成17) 年の「防災基本計画」に男女共同 わが国では、2005 (平成17) 年の「防災基本計画」に男女共同 表現の変更。 参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」で 参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第3次男女共同参画基本計画」で も、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに も、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに 重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢 重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢 者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請する 者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請する など、その推進を図る」ことを明示しました。 など、その推進を図る」ことを明示しています。 表現の変更。 本市においても、女性の視点を南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した 本市においても、女性の視点を南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した 場合の防災対策に活かすため、2014 (平成26)年に、女性職員で構成された 場合の防災対策に活かすため、2014(平成26)年に、女性職員で構成された 「高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会」を設置 「高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会」を設置 し、女性の視点、生活者の視点による防災対策について検討を行いました。 し、女性の視点、生活者の視点による防災対策について検討を行いました。 (油加) また、避難行動要支援者制度にも取り組んでおり、災害時に、庁内関係部署 令和3年度に避難行動要支援者制度の個別避難 及び庁外関係団体等が連携して、誰ひとり見逃さないという目標の達成に励ん 計画策定が努力義務化されたため追記。 でいます。 ※避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計画)から引用 (1)課題 (1)課題 災害時に守った命をつなぐためには、心身の健康と安全の確保が最優先され (削除) 人権の重要性と繋がらないため削除。 なければなりません。 2020 (令和2)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、 2024(令和6)年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、 意識調査問28から。 災害時に生じることで、人権上 特に問題があると思うことにつ 地震などの災害時における人権に関することで特に問題があると思うことにつ 意識調査の設問表記に合わせ変更。 いて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答割合が最も高く、次い いて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答割合が最も高く、次い で「心身の不調を我慢してしまう」、「被災者に被災状況や支援内容など必要な で「心身の不調を我慢してしまう」、「被災者に被災状況や支援内容など必要な 情報や支援が行き届かない」の順となっています(図 28)。 情報や支援が行き届かない」の順となっています(図 18)。 非常時には、要配慮者をはじめとして弱い立場にある人ほど大きな影響を受 非常時には、要配慮者をはじめとして弱い立場にある人ほど大きな影響を受 けることを考慮し、ハード・ソフト両面で、女性や高齢者、障がいのある人、 けることを考慮し、ハード・ソフト両面で、女性や高齢者、障がいのある人、 子ども、外国人等、多様な人々の存在を前提として防災・復興対策を講じるこ 子ども、外国人等、多様な人々の存在を前提として防災・復興対策を講じるこ とが必要です。 とが必要です。

(2)取組方針	(2)取組方針	
災害対策における多様性への対応の必要性について の 理解を広め、災害時の特別な状況においてもすべての人の人権が守られるよう適切な支援を実施していきます。	災害対策における多様性への対応の必要性について <u></u> 理解を広め、災害時の特別な状況においてもすべての人の人権が守られるよう適切な支援を実施していきます。	表現の変更。
①	① <u>人権教育及び人権</u> 啓発 ・災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、関係機関と連携 を図りながら、啓発活動を推進します。	
(追加) (追加) ————————————————————————————————————	②人権問題に関する情報の収集及び提供 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ個人情報に配慮の上、名簿情報 及び計画情報を提供し、災害時の迅速な避難誘導等の支援や安否確認につな げます。	※避難行動要支援者の避難支援プラン(全体計 画)から引用
②平時の取組 ・多様な避難者を想定した訓練の実施や、多様な視点による地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの作成を推進します。 (追加)	③安心して過ごすことができる避難生活の整備 ・多様な避難者を想定した訓練の実施や、多様な視点による地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの作成を推進します。 ・相談、支援、情報の伝達、避難所の運営・管理体制の構築にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応していきます。	(旧) 取組方針③から移動
②被災時の対応 ・相談、支援、情報の伝達、避難所の運営・管理体制の構築にあたっては、被 災者の人権に十分配慮しながら対応していきます。	(削除)	(新)取組方針③へ移動

旧(基本計画:令和3年3月)	新(次期基本計画:見直し案)	備考
13 さまざまな人権課題	<u>12</u> さまざまな人権課題	
社会にはさまざまな人権 問題 が存在しており、社会情勢の変化に伴って、多様な広がりを持つことから新たに生ずる人権課題にも目を向け、あらゆる人の人権に配慮していく必要があります。	社会にはさまざまな人権 <u>課題</u> が存在しており、社会情勢の変化に伴って、多様な広がりを持つことから新たに生ずる人権課題にも目を向け、あらゆる人の人権に配慮していく必要があります。	「人権問題」⇒「人権課題」に統一。 (以下同様)
こうした人権課題についても、国や県、関係機関等と連携を図りながら、法 改正や社会情勢の変化 など 、状況に応じて必要な施策を展開し、適切に対応し ていくとともに、さまざまな人権 問題 に対する正しい理解と認識が社会全体に 浸透していくよう、啓発の取組を推進していきます。	こうした人権課題についても、国や県、関係機関等と連携を図りながら、法 改正や社会情勢の変化 <u>等</u> 、状況に応じて必要な施策を展開し、適切に対応し ていくとともに、さまざまな人権 <u>課題</u> に対する正しい理解と認識が社会全体に 浸透していくよう、啓発の取組を推進していきます。	
(1)アイヌの人々 アイヌの人々は、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、今日 では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとはいいがたく、迫害 など により長く差別と困窮を強いられてきました。	(1)アイヌの人々 アイヌの人々は、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、今日 では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとはいいがたく、迫害 <u>等</u> により長く差別と困窮を強いられてきました。	
2019(令和元)年に施行された 「アイヌ新法」 では、アイヌ民族が先住民族であることが初めて明記されました。また、アイヌ文化の振興や、アイヌの伝統などに関する知識の普及・啓発等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けた施策を推進していくことが定められており、アイヌの人々に対する理解と認識を深める 取組の推進が求められています 。	2019 (令和元) 年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ新法)」では、アイヌ民族が先住民族であることが初めて明記されました。また、アイヌ文化の振興や、アイヌの伝統などに関する知識の普及・啓発等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けた施策を推進していくことが定められており、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが重要です。	「アイヌ新法」を正式名称で記載。 表現の変更。
(2)刑を終えて出所した人 2016 (平成 28) 年に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明ら かにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進して いく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律+(再犯防止推進 法)が施行され、2017 (平成 29) 年には、国が 取組 再犯防止に関する施策を 盛り込んだ「再犯防止推進計画」 を 閣議決定 し _ました。	(2)刑を終えて出所した人 2016 (平成 28) 年に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)が施行され、2017 (平成 29) 年には、国が 再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。	表記の統一。表現の変更。
	本市でも、「高知市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に関する取組を 進めています。	「高知市再犯防止推進計画」について 追記。
刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や、住居の確保の困難等、社会復帰を 目指 す人たちにとって、きわめて厳しい状況にあります。刑を終えて出所してきた人たちが、地域社会の一員として、円滑な社会生活を営むために は 、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力 が必要です。	刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や、住居の確保の困難等、社会復帰を <u>めざ</u> す人たちにとって、きわめて厳しい状況にあります。刑を終えて出所してきた人たちが、地域社会の一員として、円滑な社会生活を営むために_、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力を促していくことが重要です。(77)	表記の統一。

(3)北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、 重要な人権侵害であり、北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り 組むべき課題です。被害者家族の高齢化が進む中、早期解決がより一層求めら れており、市民がこの問題についての関心や認識を深めていくための支援や周 知などの取組が必要です。

(4)ホームレス

やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人たちが存在し、嫌がらせや暴行を受ける事案が発生しています。ホームレスの人々の人権擁護の推進のため、ホームレスや近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組が必要です。

また、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立など、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている生活困窮者に対しても支援が必要です。2017 (平成 29) 年に施行された「生活困窮者自立支援法」においては、生活困窮者の状況に応じた包括的支援が必要とされており、本市では、「生活支援相談センター」を設置し、支援の取組を進めています。

(5)人身取引(トラフィッキング)

2019 (令和元)年、国内で認知された人身取引事犯被害者数は 47人であり、そのうち約7割が日本人です。

人身取引は、性的搾取、強制労働、臓器売買などを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、人を移送したり、隠したり、受け取ったりする行為を指し、特に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者になることが多く、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり犯罪です。人権尊重の観点から決して許されないものであり、人身取引の防止・撲滅に向けた取組の推進と被害者の適切な保護が必要です。

(3)北朝鮮当局による拉致問題

(4)ホームレス

やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人たちが存在し、嫌がらせや暴行を受ける事案が発生しており、

状況に応

<u>じた</u>啓発広報活動、人権相談等の取組が<u>重要</u>です。

また、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立等 、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている生活困窮者に対しても支援が必要です。2017 (平成 29) 年に施行された「生活困窮者自立支援法」においては、生活困窮者の状況に応じた包括的支援が必要とされており、本市では、「生活支援相談センター」を設置し、支援の取組を進めています。

(5)人身取引(トラフィッキング)

2023 (令和5)年、国内で認知された人身取引事犯被害者数は 61人であり、そのうち約8割が日本人です。

人身取引は、性的搾取、強制労働、臓器売買<u>等</u>を目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺<u>等</u>の手段を用いて、人を移送したり、隠したり、受け取ったりする行為を指し、特に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者になることが多く、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり犯罪です。人権尊重の観点から決して許されないものであり、人身取引の防止・撲滅に向けた取組の推進と被害者の適切な保護が重要です。177

※ヒューライツ大阪ホームページ参考。(2024 年 データは未公表)

表現の変更。

表現の変更。

表現の変更。